

学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(第7版)

学校の新しい生活様式

知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —

厚生労働省HPから

令和2年12月

大阪市教育委員会

目次

はじめに	1
大原則	2
I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策	5
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底（感染源を絶つこと）	5
2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）	9
3 保護者への注意喚起	12
4 3つの密を避ける環境づくり	13
5 発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策	20
6 清掃・消毒の実施	21
7 心のケアについて	25
8 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	26
II 幼児児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方	27
□ 出席停止・臨時休業 フロー図	27
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	28
2 学校園・学年・学級休業の考え方	34
3 出席停止・臨時休業発生時の対応	37
III 教育活動における留意事項	41
1 各教科学習等における留意事項	41
2 修学旅行等、校外での教育活動	48
3 運動会等について	49
4 その他の学校（園）行事	50
5 給食について	51
6 部活動について	52
7 図書館	55
8 清掃活動	56
9 休み時間	56
10 登下校	56
11 国際クラブ等について	57
12 健康診断について	58
IV 学校施設を活用して行う事業等について	60
V 障がいの状況に応じた指導・支援	61
VI 各校園における留意事項	62
1 幼稚園	62
2 小学校	62
3 中学校	62
4 高等学校	63
VII 教職員に係る対応等	64
1 基本的な考え方	64
2 職場内外での感染防止行動の徹底について	65
3 かぜ症状等を呈する教職員への対応について	67
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について	69

5	新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等	70
6	妊娠中の女性教職員への配慮について	70
7	感染症流行期における教職員のメンタルヘルスについて	70
8	公務災害の認定について	72
VIII	その他	73

保護者あて通知文例

通知文例 1	新型コロナウイルス感染症予防のお願い	75
通知文例 2	新型コロナウイルス感染症対応について (感染者が判明し、全校休業となる場合・全保護者用)	76
通知文例 3	新型コロナウイルス感染症対応について (感染者の判明により濃厚接触者が特定され、学級休業となる場合・当該学級保護者用)	77
通知文例 4	学校園等の再開について	78
通知文例 5	新型コロナウイルス感染症対応について (出席停止の基準を超え学級休業となる場合(濃厚接触者が含まれる)・当該学級保護者用)	79
メール文例 1-1	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う緊急下校(降園)及び臨時休業について	80
メール文例 1-2	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う一部の学級の臨時休業について	80
メール文例 2	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の延長について	81
メール文例 3	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学級休業の実施について	81
メール文例 4-1	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の解除について	82
メール文例 4-2	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の解除について	82
メール文例 5	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生について	83
メール文例 6	緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生にともなうPCR検査の受検について	83

参考資料集

・健康観察表(家庭用)	84
・健康観察表(学級用)	85
・新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。	86
・ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われた場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～	87
・学校の教室における窓開け換気効率の評価	89
・令和2年度の熱中症予防行動	90
・3つの密を避けるための手引き!	91
・空き教室を活用した別室の例	95
・清掃・消毒実施状況チェックリスト	96
・参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	98
・ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう	99
・「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項	101
・新型コロナウイルス 差別・偏見をなくそうプロジェクト	103
・検体検査(PCR検査・抗原検査)受検をすることが分かった場合の対応フロー	104
・感染が判明した場合の対応フロー	105
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト	106
・学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト	111
・感染リスクが高まる「5つの場面」	113
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)	114

はじめに

新型コロナウイルス感染症の対策等については、これまで各学校園において最大限の注意を払って取り組んでいただいているところである。感染の収束状況を踏まえ、子どもの学びを保障するため学校園の教育活動を再開したところであるが、国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況である。こうした中でも、持続的に幼児児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要である。

今回の新型コロナウイルス感染症の発生とその推移は、大都市部とその周辺地域、地方都市でかなりの地域差がみられた。そのため、地域ごとの感染状況に合った行動基準が必要となり、国からは感染状況を3段階（感染レベル1、2、3）に分けて、それぞれ段階に応じた行動基準が示され、その中で「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会についての考え方が明らかにされた。学校園においても必要な対策をしっかりと講じながら、可能な限り、授業（保育）や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要である。

今般、冬季に向けて気温や湿度の低下に伴い、更なる新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧される状況下において、学校園において留意すべき事項について追補しているので、この内容を十分に斟酌し、引き続き感染症対策を徹底し、学びの継続に取り組んでいただけるよう宜しくお願いしたい。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況については、日々状況が変化しているため、今後この取扱いに変更が生じる場合があることをあらかじめ承知いただき、適宜教育委員会と十分連携を図り適切に対応いただきたい。

策定 令和2年4月1日

第2版改定 令和2年5月8日

第3版改定 令和2年5月29日

第4版（通常授業（保育）再開対応）改定 令和2年6月25日

第5版（通常授業（保育）再開対応）改定 令和2年7月22日

第6版（学校の新しい生活様式）改定 令和2年8月24日

第7版（学校の新しい生活様式）改定 令和2年12月15日

大阪市教育委員会

大原則

- ◎「3つの密」(①換気の悪い『密閉』空間 ②多数が集まる『密集』場所 ③間近で会話や発声をする『密接』場面)を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業(保育)や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障すること。

- ◎校(園)長を責任者として、保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに校(園)内に保健管理体制を構築し、あわせて学校(園)医、学校(園)薬剤師等との連携を推進すること。幼児児童生徒への指導のみならず、日々の健康観察・保健管理や施設・共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間等の幼児児童生徒の行動の見守りなど、学校園全体として取り組むこと。

- ◎安全を最優先に考え、幼児児童生徒に、発熱等かぜ症状のある場合や感染等が疑われる場合は、出席停止とすること。

- ◎感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくこと。感染者が確認された場合には、教育委員会に速やかに報告し、十分連携を図ること。

- ◎発熱等かぜ症状を含む健康状態の把握や健康管理について、保護者と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておくこと。

- ◎心理的なストレスに係るリスクは、どの幼児児童生徒にも起こる可能性があることを意識し、学級担任等を中心としたきめ細かな健康観察を行うとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、心の健康問題に適切に取り組むこと。

- ◎新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性があるのであって、感染者や濃厚接触者等、あるいは特定の国や地域に対する差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こらないよう、留意すること。いたずらに感染者が特定されることのないよう、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

厚生労働省HPから

「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準

地域の 感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスク の低い活動で短時間での 活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最 大限の間隔を取る	(拡大局面) <u>感染リスクの高い活 動を停止</u> (収束局面) リスクの低い活動か ら徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が 活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最 大限の間隔を取る	適切な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行った 上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(令和2年6月16日)から

※ 現在、大阪市はレベル2相当の状態であると考えられる(令和2年12月15日現在)。今後状況が変化した場合は、学校園あて通知する。

I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策

学校園生活において感染拡大を防ぐには、休み時間や登下校（登降園）など教職員の目が届かない所での幼児児童生徒の行動が大きな感染リスクなるので、幼児児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策の3つのポイント（感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めること）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要である。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要がある。引き続き、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めること。なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

あわせて、学校（園）医や学校（園）薬剤師と連携し、保健管理体制の整備に努めること。

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底（感染源を絶つこと）

感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないよう、発熱等のかぜの症状がある場合等には幼児児童生徒も教職員も、自宅で休養させ、登校園しないことを徹底する必要がある。

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱等かぜ症状がある場合*は、登校園を控えていただくよう保護者に周知する。

健康観察表は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園との健康状態の共有に活用すること。健康観察表は、2週間用であるが、4週間分は保存してもらうこと。

同居の家族が、検体検査（核酸増幅法〔PCR法〕検査、抗原検査）を受検するようになった場合、同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやすの症状が見られる場合も登校園を控えていただくよう保護者に周知する。そのため、同居の家族についても必要により健康観察表に記載してもらうこと。

*発熱等かぜ症状とは

本マニュアルにおいて、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられることをいいます。

p75【通知文例1】「新型コロナウイルス感染症予防のお願い」

p84「健康観察表（家庭用）」《令和2年12月版》

(2) 学校園での健康観察（学級担任等）

朝の児童生徒の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握については、教室等における朝の会等実施時に行うこと。

幼稚園については、保育室等における朝の出席状況の確認時に家庭で登園前に検温した結果を健康観察表を用いて確認すること。

- ① 教室等における朝の会等実施時に、家庭で登校前に検温した結果を健康観察表により確認する。なお、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、事前指導において、登校園時に職員室等に行き自己申告するよう十分に指導したうえで、職員室等において教職員が検温及び健康観察等を行う。

幼稚園については、保育室等における朝の出席状況の確認時に家庭で登園前に検温した結果を健康観察表を用いて確認する。なお、家庭で体温や健康状態を確認できなかった幼児については、登園時の保護者の申告により、職員室等において、教職員が検温及び健康観察等を行う。

体温を測定する際は非接触体温計を用いることが望ましい。非接触体温計がない場合、各学校園で購入すること（各学年に1個をめやすに、各学校園の実情に応じた必要数とすること）。通常体温計で代用する場合、使用した体温計を、1回毎にアルコール綿等で消毒する。

- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 健康観察の結果は、健康観察表の確認結果とあわせて「健康観察表（学級用）」（参考例は p85）に記入し、管理職等に提出する。
- ④ 管理職等は、各学級から提出された健康観察結果を、学校園全体として集計・分析を行い、状況把握に努める。
- ⑤ 朝だけでなく、授業中、昼休み、放課後等、学校園における様々な場面でも随時健康観察を行うこと。機を捉えた声掛けや、必要な場合は 2m の距離を取った上で、マスクを外させ、顔色を確認する等を行うこと。
- ⑥ 体調がよくない者については、速やかに監護に従事する教職員（監護担当者）に引き継ぎ、別室に移動させること。

特に、低年齢の児童等については、安全に帰宅できるよう保護者に引き渡すまで学校園にとどまるケースにおいては、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。その際、p20「5 発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策」に基づき、感染防止に努めながら監護するなど当該幼児児童生徒の安全を確保すること。保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等かぜ症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようすること。

- ⑦ 学校園において幼児児童生徒が発熱等かぜ症状を発症した場合は、自宅で休養し、医療機関を受診するよう要請する。医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと。やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、p5「1（1）家庭での健康観察」のとおり、体調を確認のうえ、薬を飲まない状態で症状が無くなったのち2日間は自宅で休養する。以下のめやすに該当する場合はかかりつけ（小児）医療機関（夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センター）等へ電話などで相談することを指導する。

《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》

- ◎次のいずれかに該当する場合には、かかりつけ（小児）医療機関にすぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的小さいかぜの症状がある場合
*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的小さいかぜの症状が続く場合
（症状が続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ◎相談は、夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センターの他、区保健福祉センターでも相談を受け付けていますので、ご利用ください。
- 【妊婦の方へ】**
- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにかかりつけ医療機関等に相談してください。
- 【お子様をお持ちの方へ】**
- 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関（夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、**新型コロナ受診相談センター**）に電話などで相談してください。

《症状が無くなったのち2日間の考え方》

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
服薬なしで 解熱	発熱	▽朝 解熱⇒平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱	
服薬	なし	なし	なし	なし		
	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日		
服薬中に 解熱	発熱	発熱▽昼 解熱	平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱
服薬	服薬中	服薬中	朝から中止	なし	なし	
	有症状日	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日	

2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染経路を絶つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

そのためには、幼児児童生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

* 感染の種類

飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。



(1) 手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて幼児児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

- ・登校園したら、まず手洗いを行うよう指導すること。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後、毎休み時間、掃除の後、共有のものを触ったときなど、こまめに手を洗うこと。また、うがいについても、登校園直後など、必要に応じて行うこと。
- ・手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗うこと。
- ・手洗いの際、手を拭くタオルやハンカチ等は清潔なものを個人持ちとして共用はしないこと。

- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられる。保護者が、幼児児童生徒に消毒液の持参を希望する場合を含め、消毒液の適切な使用方法に関する指導を行うこと。
- ・石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。
- ・これらの取組は、幼児児童生徒のみならず、教職員や、学校（園）に出入りする関係者の間でも徹底されるようにすること。



（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの6つのタイミング



(2) 咳エチケット

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえるなど咳エチケットに留意する。

(3) 清掃・消毒

p21「6 清掃・消毒の実施」を参照のこと。

(4) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び、「バランスの取れた食事」、及び「生活リズムを整える」を普段から心がけ、日々疲れを残さない生活を送るよう指導する必要がある。

感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

- マスクを着用する (口・鼻を覆う)
- ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 袖で口・鼻を覆う

とっさの時

何もせずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しい情報はこちら
厚労省 検索

3 保護者への注意喚起

幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校園外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、「新しい生活様式」の実践として、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。

p75【通知文例1】「新型コロナウイルス感染症予防のお願い」参照

p86「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」参照

p87「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われた場合

家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」参照

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。(あわせて、同居家族の健康観察も行う。)
- ・免疫力を高めるため、家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。帰宅したら手洗いと顔を洗い、できるだけすぐに着替えることが望ましい。
- ・家族全員が、ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）をとるなど、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

併せて、発熱等かぜ症状が有る場合や同居家族が検体検査（PCR検査、抗原検査）を受けることとなった場合等には、学校園へ連絡すること及び登校園を控えていただくことを周知すること。その際、発熱等かぜ症状の説明についてもしっかりと行うこと。

4 3つの密を避ける環境づくり

新型コロナウイルス感染症では、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面、という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること。

緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向については、政府において以下のとおり分析されているので、学校（園）においても、「3密」と「大声」に注意することが必要である。

緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向

（厚生労働省 第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和2年7月30日）資料より一部抜粋）

（略）

- ・これまで実際に感染が起きた場所は様々（例えば、劇場や接待を伴う飲食店など）であるが、それらの場所に共通する条件、すなわち感染リスクが高かった環境は、宣言解除前と同様に、いわゆる「3密」と「大声」であった。
- ・新型コロナウイルス感染症は、「飛沫感染」及び「接触感染」が主たる感染経路と考えられてきたが、わが国においては、2月に基本方針を策定した頃から、いわゆる「3密」の条件における「飛沫感染」や「接触感染」では説明できない感染経路を指摘し、対策に取り組んできた。
- ・「3密」と「大声」に関連する感染経路として、最近になっていわゆる「マイクロ飛沫感染」が世界的にも重要と認識されてきている。
- ・様々な状況証拠から「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて、「マイクロ飛沫感染」が起こりやすいものと考えられている。
- ・一方で、屋外を歩いたり、感染対策のとられている店舗での買い物や食事、十分に換気された電車での通勤・通学で、「マイクロ飛沫感染」が起きる可能性は限定的と考えられる。

注）「飛沫感染」とは、咳や会話により発せられた飛沫を吸い込む感染経路であり、通常2m以内の距離の人に感染が起こる。一方、「マイクロ飛沫感染」とは、微細な飛沫である5 μ m未満の粒子が、換気の悪い密室等において空気中を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経路である。

なお、いわゆる「空気感染」は結核菌や麻疹ウイルスで認められており、より小さな飛沫が例えば空調などを通じて長い距離でも感染が起こり得る。「マイクロ飛沫感染」と「空気感染」とは異なる概念であることに留意が必要である。

(1) 密閉の回避（換気の徹底）

換気は、雨天時や冷暖房機の使用時等を含め、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。

ただし、室温に注意し、必要に応じ、冷暖房機の使用時については、特に夏季においては熱中症の予防、冬季においては室温の低下等にも留意しながら、換気と室温管理の両立に配慮すること。授業（保育）中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談すること。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めること。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度をめやすに窓・扉の開口率を20～30%以上とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要。（p89 参照）

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にすること。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇等を用いたりするなどして十分に換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮すること。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めること。

⑤エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要。

⑥換気設備の活用と留意点

学校園に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転すること。学校園の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いので留意すること。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにすること。

⑦冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ではあるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むこと。気候上可能な限り、常時換気に努めることとし、難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にすること。

※冬季における密閉の回避（換気の徹底）に係る工夫例

- ・教室等の扇風機やサーキュレータ等を活用し、室内の空気を循環させる
- ・子どもたちの入室前に窓を閉めた状態であらかじめ適切な室温まで上げておく
- ・校舎（園舎）外に開口する窓等は、換気扇や天窓・欄間等、幼児児童生徒に影響の少ない箇所を活用して換気する
- ・換気扇が設置されていない場合は、室温18℃以上をめやすに常時窓を少し開ける
- ・廊下や使用していない連続した部屋の窓を常時大きく開ける等、2段階で換気する
- ・暖房を入れても十分に室温が上がらず、適切な室温管理が難しいと判断される場合は、適切な室温に上がるまでは、窓の常時開放を中断する（その場合も、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、窓を全開で換気するとともに、子ども同士の間には十分な距離が取れない場合はマスクを着用させる等、十分に配慮すること）
- ・換気を行いつつ、例えば、加湿器の使用や濡れたタオルを架ける等により湿度40%以上をめやすに、無理のない範囲で適度な保湿を行う
- ・必要に応じ、防寒具の着用等、幼児児童生徒の服装についても配慮するほか、寒さ対策として家庭から持参する物品等についての要望がある場合は、学校園の実情に応じ柔軟に対応する

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを推奨しており、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

- ・教室等において、座席間を離して着席する、空き教室・特別教室の活用等により、できるだけ1教室の人数を少なくするよう工夫するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を離すよう配慮する。あわせて「3つの密」が重ならないように、『密閉』に対する十分な換気と『密接』に対する全員のマスク着用を行うこと。

通常の学級編制では、幼児児童生徒の間隔を、1mをめやすに学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を工夫すること。

（学校園の施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、柔軟に対応すること。）

(3)「密接」の場面への対応（マスク等の着用）

① マスクの着用について

- ・マスクは、自身の飛沫を他人へ飛ばさないようにするために着用する。なお、いわゆる透明マスク（マウスシールド）は、くしゃみや咳、大声を発する場合等、この着用目的に対して必ずしも十分な機能を有さないと考えられることから、マスク着用の完全な代替にならない点について留意すること。透明マスクを着用する必要がある場合は、十分な距離を確保するよう留意すること。
- ・学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、幼児児童生徒及び教職員は、原則、毎日自宅を出る時点から、帰宅するまで身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するよう指導すること。ただし、十分な身体的距離（2m をめやす）が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない旨も併せて指導すること。
- ・夏期の気温・湿度・WBGT 値（暑さ指数）が高い気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や幼児児童生徒の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行ったうえで、熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症の対応を優先し、幼児児童生徒にマスクを外すように指導すること。
※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。
※マスクを着用している際は、特に熱中症が発生しないように、空調を適切に調整するとともに、水分補給を適時行うこと。
- ・登下校（登降園）時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導すること。
- ・幼児児童生徒本人が、暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片方だけ耳に掛けて呼吸したりする等、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

（熱中症予防については、p90「令和2年度の熱中症予防行動」も参照）

② マスクの取扱いについて

- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布、マスクケース等に置くなどして清潔に保つこと。
- ・マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

③ マスクの作り方及び布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

- ・手作りマスクの作成・使用についても積極的に検討すること。マスクは、いずれの色も可とする。また、布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能。

*マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

*布製マスクの洗い方

経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載している。

YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④ マスクの着用が難しい幼児児童生徒への対応について

- ・例えば、発達障がいがある幼児児童生徒の中には、「マスクの感触が苦手」「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難しい場合が想定される。

また、幼稚園においては、発達障がいがある幼児だけではなく、それぞれの幼児についてもマスクの着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意することが必要である。

一人ひとりの状況により、マスクの着用や、持続的な着用が難しい場合は、無理をして着用させるのではなく、まず、着用が困難な原因が何かを確認し、マスク着用に代わる手段がないか、個別の事情に応じて検討する等、特段の配慮をすること。

⑤ フェイスシールドの活用について

- ・フェイスシールドは、他人の飛沫が目や顔にかからないようにするために着用する。フェイスシールドを着用しているからといってマスクが不要というわけではないことに留意し、フェイスシールド着用時にはマスクも併用することを基本とすること。
- ・養護教諭を始めとした教職員が、発熱等の体調不良となった幼児児童生徒の対応をする場合等は、マスク、手袋等とともに保護具としてフェイスシールドを着用すること。
- ・教員については、フェイスシールドの機能を理解し、その着用に関しては状況に応じて適宜判断すること。
- ・特に夏場は熱がこもりやすく熱中症なども想定されるため、教員等の体調にも十分留意し、着用の継続が難しい時には、着用を控えること。
- ・幼児児童生徒に直接関わる会計年度任用職員等についても同様とすること。
- ・児童生徒については、特に感染リスクが高いと考えられる活動を行う場合に限り、担任等が必要に応じて着用することを指導すること。

- ・児童生徒用のフェイスシールドの保管は、個人名を記名のうえ、学校で行うことを基本とし、各家庭で保管してもらうことも可能とする。いずれの場合でも、使用后、水・石けん等で洗浄し、流水でよくすすぎ、乾かすよう指導すること。
- ・フェイスシールド着用時は、視野が狭くなること等から、登下校を含めた屋外での使用を原則禁止とし、着用しながらの移動や活動（特に階段での移動）については、行わないこと。
- ・また、空調の使用時期・使用温度については柔軟に対応すること。特に、3密のうちの「密接」が想定される場面でフェイスシールドを装着することが想定されることから、教室等の換気には十分に配慮すること。

- ・夏期の気温・湿度が高い気候の状況等により、熱中症などが発生する可能性が高いと判断した場合は、フェイスシールドは着用させないこと。
- ・フェイスシールドは、材質的に燃えやすいので、火や熱を発する物の近くでは使わないこと。また破損したままで使い続けると、事故につながる可能性があること等から、取扱いに注意すること。

p91「3つの密を避けるための手引き！」参照

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



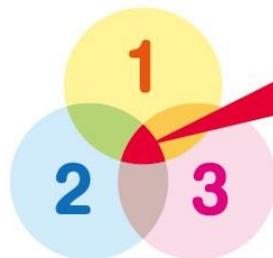
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



5 発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策

養護教諭を含む教職員が、登校（園）後に p7《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》に該当する症状が確認された幼児児童生徒を、保護者等に安全に引き渡すまで別室で監護する際は、次の点に留意し、感染予防対策を徹底すること。

- ・当該幼児児童生徒（要監護対象者）の監護に従事する教職員（監護担当者）については、保護具の使い方や監護の手順などをあらかじめ習熟しておくこと。
- ・別室は、p95「空き教室を活用した別室の例」を参考に、十分な換気ができる部屋を確保するとともに、床にラインを引いて要監護対象者と監護担当者の区域を明確に区分けし、動線が重ならないよう注意すること。また、要監護対象者が複数の場合は、要監護対象者の間にはパーテーション（カーテン等）を設置し、互いに接触しないようにすること。
- ・監護担当者が、要監護対象者に対応する場合等は、マスク、フェイスシールド・ゴーグル（メガネ）、手袋、エプロン・ガウン（ポリ袋で手作りしたもので代用可）等の保護具を着用すること。要監護対象者が複数の場合は、対象者ごとに監護担当者が従事することを原則とし、保護具も別に用意すること。なお、監護担当者が1名で、複数の要監護対象者を監護する場合は、対象者ごとに保護具を取り換え、手指の消毒を行うこと。
- ・体温計（使用毎に消毒）、消毒液、ペーパータオル、ゴミ袋等を用意するとともに、要監護対象者が横になって休ませる場合は、簡易ベッド等を準備すること。
- ・要監護対象者の別室滞在時の状態は、観察記録簿等に必ず記録することとし、保護者に引き渡す際には、その状況を適宜説明すること。
- ・必ず要監護対象者が使用した区域の消毒（次の「6 清掃・消毒の実施」参照）と寝具等の交換を行い、十分換気を行ってから次の使用に供すること。また、監護に使用したフェイスシールドは、毎回消毒液で清拭すること。

6 清掃・消毒の実施

感染者が発生した場合には、通常のコ掃活動とは別に消毒作業を行うことが必要になるが、通常のコ学校生活においては、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により幼児児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することがむしろ重要であり、ポイントを絞って清掃活動の中に消毒の効果を取り入れるよう工夫することが求められる。

(1) 普段のコ掃・消毒のポイント

- ・教室・トイレ・体育館・職員室・保健室など幼児児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多くの幼児児童生徒や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は、1日に1回以上、水拭きで汚れを取り除いた後、ペーパータオル等に十分に消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液や一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤等）を含ませて清掃を行うこと。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、掃除を行うこと。
- ・器具・用具や掃除道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。
- ・床は、通常のコ掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・机、椅子についても通常のコ掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は必要ないこと。ただ、衛生環境を良好に保つ観点から、必要に応じて、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられること。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコ掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法をあらかじめ確認すること。

(2) 清掃・消毒の方法等について

- ・物の表面の清掃・消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用すること。それぞれ使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認のうえ、適切に行うこと。その際、必要により学校（園）薬剤師等と連携すること。

※スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあること、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから、行わないこと。

- ・清掃・消毒を行う際は、十分に換気を行うこと。
- ・消毒作業中に、目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・清掃・校園内の消毒すべき場所を、p97「清掃・消毒すべき箇所の例」を参考に、1日1回以上清掃・消毒する箇所と使用状況等に応じて清掃・消毒する箇所に分けてリストアップし、清掃・消毒の実施状況についても適切に管理すること。

p96「清掃・消毒実施状況チェックリスト」参照

- ・消毒に使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）及び手袋等の防護具が不足している場合は購入すること。

(3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・幼児児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールにより消毒すること。なお、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている（参考 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」）。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられること。
- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行うこと。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用し消毒すること。

① 次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒

- ・次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用すること。
- ・材質によっては、拭いた場所が変色や腐食する（さびる）おそれがあるので、消毒後は水拭きし、乾燥させること。
- ・手指や皮膚の消毒には使用しないこと。
- ・製品の使用上の注意を熟読のうえ、正しく取り扱うこと。

● 消毒液（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）の作り方

使用濃度	原液濃度	方法	使用目的
0.1%	5%	500mlのペットボトル1本に原液10ml (ペットボトルのキャップ2杯)	おう吐物、ふん便の処理時
0.05%	5%	500mlのペットボトル1本に原液5ml (ペットボトルのキャップ1杯)	調理器具、トイレのドアノブ、 便座、床、衣類などの消毒

※ 塩素系漂白剤は商品により塩素濃度が異なるので、確認してください。

次亜塩素酸ナトリウムの希釈液を使用する時の注意事項

- ・希釈液を作る時、使用する時には、皮膚に付かないよう、眼に入らないよう注意し、手袋等の保護具を使用してください。
- ・ペットボトルは計量容器としてのみ使用し、別の容器（バケツ等）で薄め、他の液体と区別できるようにラベリングしてください。
- ・金属は、サビたり、変色したり、衣類類は色落ちしたりすることがあります。
- ・酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生します、混ぜないようにしましょう。
- ・希釈したものは時間がたつにつれ効果が減ってきます。その都度薄めて使い、使い切るようにしましょう。
- ・保管する際は、誤飲等の危険性がないよう子どもの手の届かない場所に保管しましょう。

*p98「参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」も参照

② 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用した消毒

- ・効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤の最新のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページに公開されているので、参照のこと。

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

- ・使用する際は、令和2年6月9日付け事務連絡「学校における消毒方法等について（周知）」に添付した経済産業省及びNITEが作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」（p99参照）を参考とすること。

<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>

③ エタノール（アルコール）を使用した消毒

- ・エタノールをペーパータオル等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させること。
- ・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ、熱を持った調理機器、実験器具等への直接の噴霧は故障や引火の原因となるので注意すること。
- ・エタノール（アルコール）の使用は、イスラム教信者の中には宗教上禁止（ハラーム）とされている場合があるので、使用に際しては配慮すること。

④ 次亜塩素酸水を使用した消毒

- ・「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものである。
- ・経済産業省から新型コロナウイルスに対する有効な消毒・除菌方法が示されたところであるので、令和2年7月8日付け事務連絡「新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法について（周知）」の別添資料のとおり、消毒に活用する際は、汚れをあらかじめ落とし、十分な量の次亜塩素酸水で消毒したいものの表面をヒタヒタに濡らし、拭き取る等、適切な使用方法で行うこと。

(参考) 消毒の方法等について

	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤*	消毒用エタノール	次亜塩素酸水
使用 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【拭き掃除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落とし、十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす ・少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る
主な 留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・p99「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を十分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・p101「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照

7 心のケアについて

心のケアについて特段の配慮を必要とされる（感染者や濃厚接触者となる経験をした等）幼児児童生徒はもちろん、今後も自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている幼児児童生徒も存在すると考えられる。

小中学校においては、令和2年6月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における教育活動の再開後の児童生徒に対する生活指導上の留意事項について（通知）」に示した「児童生徒の自殺予防について」「児童生徒の不登校について」「児童虐待について」「児童生徒に対する差別や偏見について」の項目に特に留意し、児童生徒の対応を遺漏なく実施すること。

また対応する際は、各校園において、令和2年4月16日付け事務連絡「登校開始後の児童生徒・保護者のケアのために」や令和2年5月21日付け事務連絡「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の促進等及び『心とからだの健康アンケート』の活用について」を参考に、幼児児童生徒の状況を的確に把握すること。支援が必要であると判断した場合は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、心の健康問題に適切に取り組むこと。

◎LINEによる相談窓口

毎週木曜日 午後5時～午後9時 【6月11日(木曜日)から】

◎電話教育相談（こども専用）（大阪市こども相談センター）

電話番号：06-4301-3140 月曜日～金曜日 午前9時～午後7時（祝日、年末年始は除く）

◎24時間子供 SOS ダイヤル（全国共通）

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm)

電話番号：0120-0-78310 毎日24時間（全国共通）

電話番号：06-4301-3140 月曜日～金曜日 午前9時～午後7時（祝日、年末年始は除く）

◎子どもの人権110番 《法務省》 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>)

電話番号：0120-007-110 平日午前8時30分～午後5時15分まで（全国共通）

◎いのちの電話の相談 《一般社団法人日本いのちの電話連盟》 (<https://www.inochinodenwa.org/>)

電話番号：0120-783-556 毎月10日午前8時～翌日午前8時（全国共通）

◎チャイルドライン（18歳までの子どもが対象） (<https://childline.or.jp/>)

電話番号：0120-99-7777 毎日16時～21時（全国共通）

◎新型コロナこころの健康相談電話 (<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>)

《一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理士協会》

電話番号：050-3628-5672 毎週月曜～土曜午前10時～13時（全国共通）

令和3年年3月末日まで（祝日も開設）

8 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性があるのもであって、感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別は決してあってはならない。よって、特定の国や地域をさして「(〇〇〇の国や地域)からの子どもや保護者が来るなら(いるなら)学校(幼稚園)には行かない(行かせない)」「(〇〇〇の国や地域)の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行い、人権尊重の視点にたった指導を行うとともに、その言動に至った背景にも考慮すること。また、新型コロナウイルスに関するいじめ等を発見した場合は、校内で情報を共有するとともに、被害者に対して十分なサポートを行うようにすること。

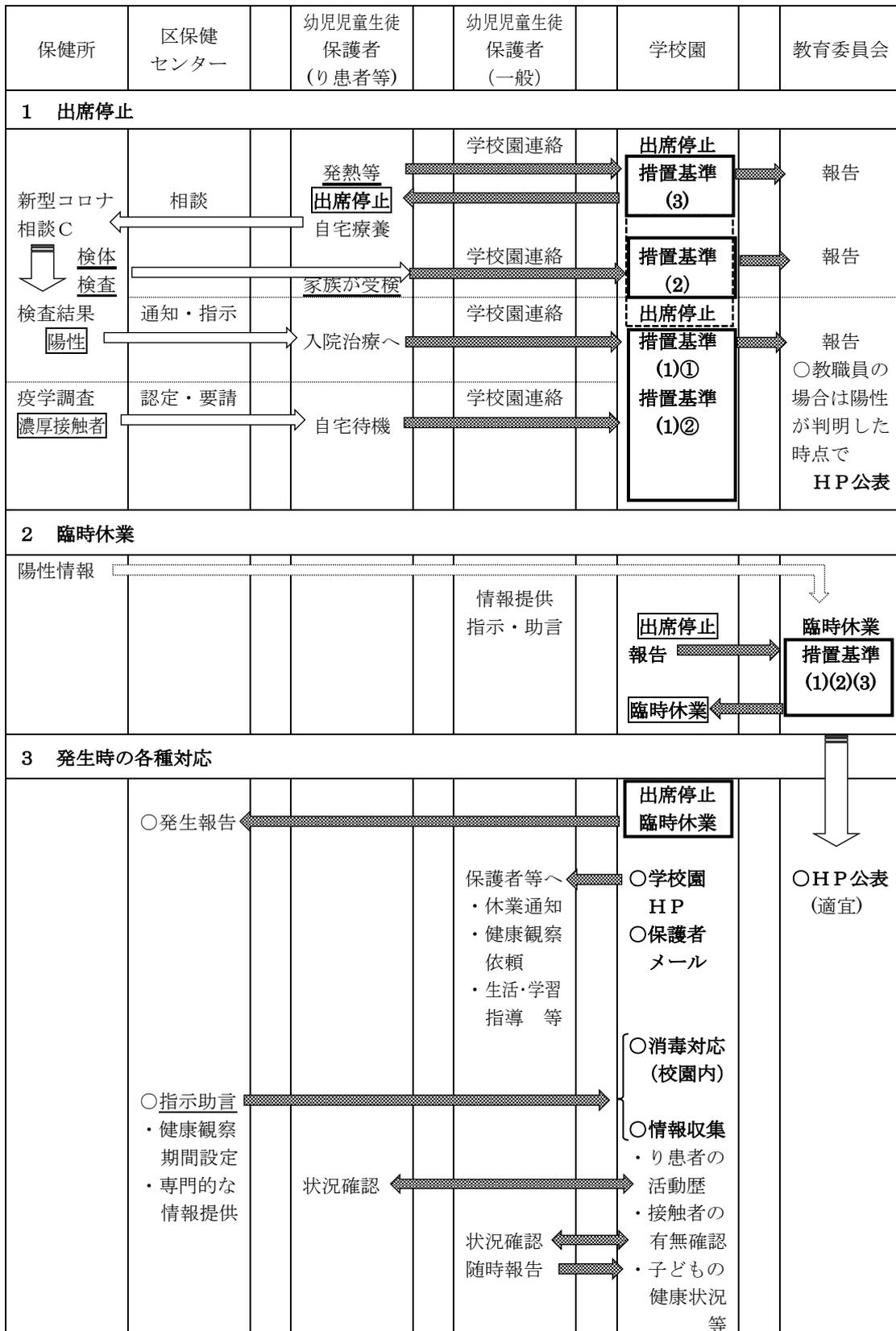
また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

あわせて、文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージ (https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html) を公表したほか、子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成している (p103「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project) ので、適宜、学校園での指導の参考とすること。

II 幼児児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

□ 出席停止・臨時休業 フロー図



※「検体検査（PCR検査、抗原検査）受検をすることが分かった場合の対応フロー」（p104）、「感染が判明した場合の対応フロー」（p105）も参照のこと。

1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、次の措置基準に基づき、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする

幼児児童生徒について、感染が判明した場合または濃厚接触者*と認定された場合、発熱等かぜ症状がみられる場合は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。また、同居家族について、感染が判明した場合、検体検査（PCR検査、抗原検査）を受検することとなった場合、同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやすに該当する症状が見られる場合も出席停止とする。

その場合、保護者から学校園へ必ず連絡いただくよう周知する。

併せて、教育委員会事務局指導部各担当あてに速やかに報告すること。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者*と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または （新型コロナウイルス感染症）濃厚接触者）】

※本マニュアルでは、「濃厚接触者」とは、国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり健康観察が必要な者とする。

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする。

【出席停止の期間】

- ① 感染の場合 開始日：感染の判明した日
但し、判明前から欠席していれば、最終登校園日の翌日
終了日：専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき
- ② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）
終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間
(めやす：感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間)
⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ
⇒ 期間中に検体検査を受診した場合で、期間を超えても結果が判明しない場合は、結果が判明する日までの期間
⇒ 検査で本人が陰性と判明すれば、保健所等の指示する期間
(陰性と判明した場合でも、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間がめやすとなる)
※ただし、陽性となった同居家族が自宅療養する場合、当該同居家族に保健所等が指示する療養期間満了日の翌日から起算して2週間がめやすとなる場合があることに留意すること
*めやすの「2週間」については、p33の図を参考のこと。

(2) 幼児児童生徒の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査（PCR 検査、抗原検査）を受検することとなった場合
【出席停止（家族等のかぜ症状による）】

終了日：同居家族が陰性となった場合、判明した日

⇒ 同居家族の感染が判明すれば「(1) ②」へ

※ ただし、感染の蓋然性はないが、所属する法人や団体等や本人の意思で、積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査等の場合は、これに含めない。(以降、同じ。)

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（発熱等による）】

「発熱等かぜ症状」とは、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が 37.5 度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと*

※症状が続けば、医療機関等へ要相談

(p7《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》を参照)

② 症状が続き、医療機関等へ相談した場合

終了日：検体検査（PCR 検査、抗原検査）を受けず、様子見となった場合は、医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から療養と登校園の可否並びにその時期に関する指示に従うこと*

③ 新型コロナの検体検査（PCR 検査、抗原検査）を受けた場合

終了日：陰性となった場合、保健所等の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

※ ただし、医療機関をやむを得ず受診できなかった場合は、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで。

(3-2) 幼児児童生徒の同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやすに該当する症状が見られる場合

【出席停止（家族等のかぜ症状による）】

※ 幼児児童生徒の同居家族に、p7《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》に該当する発熱等かぜ症状が見られる場合、(2)の検体検査を受けることが決まる前であっても、学校（園）医等と相談のうえ、「(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合」と同様の取扱いとすることができる。この場合、出席停止の判断の条件および出席停止の期間は、「本人」を「その同居家族」と読み替えること。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

令和2年3月24日付け元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）の登校園については以下のように取り扱うこと。

① 登校園の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い*ことから、感染状況を踏まえ、改めて受け入れ体制などを主治医や学校（園）医等に相談する等、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校園の判断をすること。その際、令和2年6月19日付け文部科学省事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」を参考にすること。

また、基礎疾患児についても、同様に対応すること。

なお、これらにより感染予防のために登校園すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。幼稚園については幼児出席簿に記載すること。

※ 重症化するリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

② 学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められること。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさけるなど、注意すること。

(5) 保護者から学校園を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校（園）運営の方針についてご理解を得るよう努めること。

その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録することも可とする。

幼稚園については、幼児出席簿の備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、園長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載すること。

(6) 海外から帰国した幼児児童生徒への対応について

過去 14 日以内に海外（全ての国・地域）から帰国した幼児児童生徒については、検疫所長の指定する場所（自宅等）で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

加えて、帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある幼児児童生徒については、検疫における PCR 検査の結果が陰性かつ、自宅等で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状が有る場合は、上記（3）とみなすこと。

(※)「入管法に基づく入国制限対象地域」(11月1日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_0000

1.html#Q1-1

<入管法に基づく入国制限対象地域>

<アジア> インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、マレーシア、ミャンマー、モルディブ

<ヨーロッパ> アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

<中東> アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン

<アフリカ> アルジェリア、エスワティニ、エチオピア、カーボベルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビザウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト

<北米> アメリカ、カナダ

<中南米> アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ホンジュラス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコ

(7) 臨時休業等の期間中の生活指導や学習面での指導

- ・新型コロナウイルスによる臨時休業や出席停止の期間は、長期に及ぶことも想定されることから、ICTを活用する等、生活指導や学習面での指導に努めること。特に、同居家族の感染が判明する等により濃厚接触者と認定された場合は、幼児児童生徒の出席停止の期間が相当長期に及ぶことも想定されることから、当該期間に係る学習保障としてオンライン学習を実施する等、できる限り学習の進捗に遅れが生じないようにすること。

(8) 学校等欠席者・感染症情報システムへの登録

出席停止措置を講じた場合、「学校等欠席者・感染症情報システム」への登録については、次のとおりとする。

措置基準 項番	場合	登録項目	出席停止事由
(1) ①	幼児児童生徒（本人）が 感染	[出席停止] 新型コロナウイルス感染症	学校保健安全法 第 19 条の規定に 基づく出席停止
(1) ②	幼児児童生徒（本人）が 濃厚接触者	[出席停止] (新型コロナウイルス感染 症) 濃厚接触者	
(2)	幼児児童生徒の同居家族 が検体検査を受検	[出席停止] 家族等のかぜ症状による	
(3)	幼児児童生徒（本人）に 発熱等かぜ症状	[出席停止] 発熱等による	
(3-2)	幼児児童生徒の同居家族 に新型コロナウイルス感 染症を疑い、医療機関等 に相談するめやすに該当 する症状が見られる場合	[出席停止] 家族等のかぜ症状による	
(4)	医療的ケアが日常的に 必要な児童生徒等や基礎 疾患等のある児童生徒等 について	[出席停止] その他の感染症 (理由欄に)「医療的ケア」 または「基礎疾患等」と入力	「非常変災等児童生徒 等又は保護者の責任に 帰すことができない事 由で欠席した場合など で、校園長が出席しな くてもよいと認めた 日」として扱う場合
(5)	保護者から学校園を休ま せたいと相談された場合 の対応	[事故欠・忌引き等入力] その他	

*登録項目の事由「教育委員会または主管課の指示による」は、教育委員会等の指示によ
り、感染者が出ていない学校であっても臨時休業を行う場合の登録項目です。

(参考) 濃厚接触者とされた際の 2 週間 (14 日間) のめやす

日数換算	-2	-1	基準日	+1	+2	・・・	・・・+13	+14・・・
感染者	発症日の 2 日前まで		出席停止					
		<u>最終登校園</u>	発症日	<u>検体検査</u>	<u>陽性判明</u>			
日数換算		基準日	+1	+2	+3	・・・	・・・+14	+15
濃厚接触者		<u>感染者と最 終接触</u>		<u>濃厚接触 者に認定</u>				
	登校園	登校園	登校園	登校園	<u>出席停止</u>			<u>登校園可</u>

2 学校園・学年・学級休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告等をもとに、次により臨時休業を決定する。

臨時休業の決定に際しては、学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否のほか、学校（園）における活動の態様や、接触者の多寡等の状況に応じて行うものとする。

（1）幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校園の臨時休業

教育委員会は、p28「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」の（1）①の「感染」が判明した場合、濃厚接触者の特定及び消毒等のため、必要な期間、学校園の臨時休業を行う。ただし、学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学校園の臨時休業を行わない、もしくは特定の学年、学級のみ臨時休業に替えることができる。

教職員や給食の委託業者・いきいき放課後事業・一時預かり事業の指導員等の感染が判明した場合も同様とする。

感染が判明した時点	学校園の休業措置を講ずる場合の期間
・ 始業時刻まで	・ 判明日当日から必要な日数※
・ 始業時刻以降、終業時刻まで	・ 翌日から必要な日数※ ・ 判明した時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
・ 終業時刻以降 ・ 学校園の休業日	・ 翌日から必要な日数※

※必要な日数は、濃厚接触者の特定や学校園の消毒等、安全確認に要する期間とし、区保健福祉センターや学校（園）医等と相談のうえ、適宜調整する。

濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、原則としてそれ以外の学級は再開する。その際、学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、必要により当該学級以外の学級も引き続き臨時休業を行うこともある。また、状況によっては、周辺の学校（園）の全部または一部において臨時休業を行うこともある。

② 当該学級の臨時休業

教育委員会は、感染により出席停止となった幼児児童生徒等が属する学級について、濃厚接触者が特定されると、出席停止となることから、当該学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、めやすとして15～20%を上回る場合、学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学級休業を行うものとする。この場合の休業の期間は、濃厚接触者として保健所等に指示された期間（検体検査の結果、陰性となった場合を含む。期間は、感染により出席停止となった幼児児童生徒等の最終登校（園）日の翌日から14日間。）に該当する出席停止の者が、在籍数の約15%を下回るまでをめやすとする。

ただし、当該学級における濃厚接触者を含む出席停止者の割合が、15～20%を下回る場合や、当該学級に濃厚接触者がいない場合は、学級休業をしないことができる。

（2）幼児児童生徒の濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

① 学級の臨時休業

教育委員会は、p28「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」における出席停止の措置基準（1）②、（2）、（3）、（3-2）に該当し、「新型コロナウイルス感染症（疑い）」として出席停止となる幼児児童生徒が、在籍者数の約15%～20%を上回る場合は、学校園が学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学級休業を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症（疑い）以外のインフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症により出席停止となる者の人数を含めて在籍者数の約15%～20%を上回る場合も同様とする。

② 当該学級の臨時休業期間

当該学級の臨時休業は、出席停止の者が在籍数の約15%を下回るまでの期間をめやすとして、学校園が学校（園）医と相談した結果を踏まえた期間とする。

（3）学年の臨時休業

教育委員会は、学級休業が、当該学年で複数にまたがっている場合、学校園が学校（園）医と相談した結果を踏まえ、学年休業を行う。

（4）学校園の臨時休業

教育委員会は、学年休業が当該校園において複数にまたがる場合等に、学校園が学校（園）医と相談した結果を踏まえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校園の臨時休業を行う。

(5) その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生の状況を踏まえること
- ・個別の病状を踏まえること
- ・学校（園）医と相談すること
- ・教職員が濃厚接触者となった場合等は、学校産業医と相談し、その都度判断すること
(p69「VII 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について」
参照)

3 出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応

① 学校（園）医・教育委員会事務局との連携

- ・日々の幼児児童生徒の健康管理等については、学校（園）医との連携が重要なため、学校園から出席停止者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- ・臨時休業を行う学校が親子給食調理校であった場合、子校の給食を調理することができなくなることから、適宜、親子校間で情報共有し、子校においては給食対応について教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループと連携すること。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。次に示す場合は、教育委員会事務局指導部各担当に必ず報告すること。

◎保護者等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

- (a) 幼児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）、抗原検査を受検した場合（受検予定の場合を含む）
- (b) 幼児児童生徒本人が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- (c) 幼児児童生徒の同居家族が、検体検査（PCR 検査、抗原検査）を受検することとなった場合

② 区保健福祉センター等、関係機関との迅速な連携

- ・幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合、区保健福祉センターと速やかに連携することとし、学校園内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるようにする等、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。
- ・市外在住者については、学校園から、通常の感染症と同様に、区保健福祉センターへの発生について報告を行うこと。

③ 感染拡大防止に向けた情報収集

- ・感染者発生による臨時休業期間中は、大阪市保健所・区保健福祉センター（以下、保健所等）の指導に従い、学校園での感染状況の把握と感染の拡大防止に努める。
- ・保健所等から、学校園に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合は、感染拡大防止に向け、積極的な協力が必要である。（「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」中の「5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」）が出た場合等の対応」（p109）参照）このため、情報の収集・管理・提供についてあらかじめ担当者を決めておく必要があるが、連日の業務になることもあり、チームでの対応も考慮する。

- ・想定される照会事項は、発症 2 日前（無症状病原体保有者の場合は、検体採取の 2 日前。次も同じ。）の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を行い始める。
- ・校園内での接触者について、「学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト」（p111）を参考にして発症 2 日前からの接触歴を調査し、管轄する保健所等の指示により健康観察が必要な接触者を抽出し、指定された観察期間中は自宅等で継続的に健康観察を行うが、担当者は本人から得られた健康情報を求めに応じて保健所等に提供し必要な指示を受けること。
- ・また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の幼児児童生徒に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校園全体の幼児児童生徒の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。

④ 学校園内の消毒対応

- ・幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の消毒にあたっては、学校園は、当該幼児児童生徒及び教職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外立ち入り禁止にする等、作業時の安全確保と汚染を広げないよう留意すること。
- ・消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ、上から下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径 2m の範囲は汚染度が高いので汚染を広げないように、注意して念入りに消毒洗浄する。
- ・消毒についての一般的な事項は p21～24 に、消毒すべき箇所の例は p97 に掲載しているので、参考とされたい。
- ・消毒作業にあたる教職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ポリ袋で自作したもので代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用とし二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。
- ・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、濃厚接触者の特定後、管轄する保健福祉センター等に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

① 学校園から保護者等への周知・依頼

- ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、学校園ホームページ（学校休業の場合のみ）や、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに当該校園において感染者が出た旨、並びに臨時休業する旨とその期間、留意事項、問い合わせ先等を通知すること。

濃厚接触者の特定等の後、学級（学年）休業並びにその期間を決定した場合は、当該幼児児童生徒の在籍する学級（学年）の保護者に対し、その旨を通知すること。

いずれの場合においても、再開にあたっての周知も行うこと。

（保護者あて通知文例、メール文例は、p75～83）

- ・幼児児童生徒の感染が判明した場合において、学校園が区保健福祉センターや学校（園）医と相談した結果を踏まえ、臨時休業を伴わないなど学校教育活動に影響がない場合は、原則として周知する必要はない。ただし、状況に応じ周知を行うこともできる。なお、教職員の感染が判明した場合は、臨時休業を伴わないなど学校教育活動に影響がない場合であっても、学校園ホームページや、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに当該校園において感染者が出た旨、並びに教育活動に影響がない旨等を周知すること。
- ・また、臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会指導部各教育ブロック担当に事前に相談すること。
- ・臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、幼児児童生徒の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校園へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校園から定期的に幼児児童生徒の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努められたい。
- ・また、あわせて、ICT を活用する等、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努めること。

② 教育委員会からの報道発表・広報周知

- ・本市においては、幼児児童生徒、教職員及びその他学校園関係者（会計年度任用職員、給食委託業者の従事者など）が、新型コロナウイルスへの感染が判明し、学校園を臨時休業（学校休業の場合のみ）とする場合は、学校園名、臨時休業期間等を教育委員会ホームページに掲載することとする。
- ・教職員（会計年度任用職員を除く）の感染が判明した場合は大阪市ホームページにおいて感染状況を公表する。
- ・保健所又は区保健福祉センターとの協議の結果、教育活動を通じた感染の拡大状況が認められる場合は、報道発表を行う場合がある。

- ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠くと認められる場合は、公表しないことがある。

(3) 日本語指導教育センター校での特別の教育課程による日本語指導の実施について

- ① 日本語指導教育センター校に通級する児童生徒及びその家族が感染した場合や濃厚接触者に認定された場合、p28「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」p34「2 学校園・学年・学級休業の考え方に」示されている基準に従い、当該日本語指導教育センター校を休業とする。
- ② ①の場合、直ちに通級する児童生徒すべての在籍校に連絡するとともに、健康観察を促し、休業期間中、毎日児童生徒の健康状態について把握する。また、休業後2日間、p21「I 6 清掃・消毒の実施」に従って消毒を行う。
- ③ 日本語指導教育センター校に通級する児童生徒の在籍校において、当該児童生徒の学級・学年・学校が休業となった場合、当該児童生徒の通級を休止し、他の児童生徒の健康に注視しながら通級による指導を実施する。

Ⅲ 教育活動における留意事項

《幼・小・中・高共通》

1 各教科学習等における留意事項

p9「I 2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）」及びp13「I 4 3つの密を避ける環境づくり」に加え、以下を考慮すること。

（1）教育課程の編成について

令和2年6月10日付け教委校（小）第26号、教委校（中）第31号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について（通知）」に基づき教育課程を編成し、教育活動を適切に実施すること。

幼稚園については、令和2年6月10日付け教委校（幼）第13号、こ青第682号「幼稚園における短縮保育の実施並びに通常保育の再開について」中の「3再開後の行事等の取扱い／（3）教育課程並びに年間指導計画について」に基づき、教育活動を適切に実施すること。

高等学校については、令和2年5月29日付け事務連絡「令和2年度の大阪市立の高等学校における授業日数の考え方について」に基づき、教育活動を適切に実施すること。

（2）各教科学習等における共通注意事項

通常授業・通常保育においては、次の「*感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についても、換気、身体的距離の確保や手洗い等の感染症対策を行った上で実施できるものとする。（ただし、大阪府の基準であるレッドステージの期間においては、長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等、感染リスクの高い学習活動は行わないこととする。）

- ・各教科学習等及び幼稚園での教育活動等においては、できるだけ個人の教材教具を使用し、幼児児童生徒同士の貸し借りはしないこととし、共用で使用する器具や用具、遊具、ICT機器*等を使用する場合は、使用前と使用後に手洗いを行い、消毒できるものについては消毒を行う。

※学習者用端末（タブレット端末）については消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。パソコン教室のパソコンについては、消毒液を使えないため、乾いた布もしくは、水かぬるま湯で濡らしよく絞った布で拭くこと。

*感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・外国語活動、外国語における「握手・ハイタッチや身体の接触を伴う活動」

(3) 特に配慮を要する教科

○ 音楽

- ・歌唱に関する学習活動は、原則としてマスクを着用し、できるだけ短時間で行うこと。
(状況に応じてフェイスシールドを着用する場合でも、マスクを着用した上で使用する。)また、広い場所で、少人数で同じ方向を向き、1m 以上の間隔をとり行うこと(屋外で、十分(2m 以上)な距離をとれる場合は、マスク着用は不要)。あわせて、ハミングやリズムうちで行うなどの工夫や、指導順序の変更も検討すること。
- ・リコーダーなど吹奏楽器の演奏については、他の打楽器やオルガンなどで代用することも考えられるが、実際に演奏させる場合は、広い場所で、少人数で同じ方向を向き、2m 程度の間隔をとり行うこと。なお、活動後の楽器の処置を適切に行わせること。
- ・上記の学習活動を行う場合は、活動する人数^{*}や回数、時間を絞ったり、換気を徹底したり、風下の人に飛沫が飛ばないように並び方とするなどの配慮を行うこと。

※p54、55「6 (3) 活動にあたっての注意事項」⑩中の図等を参照のこと。

※令和2年12月11日付け事務連絡「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に別添の文部科学省通知や、一般社団法人全日本合唱連盟が作成したガイドラインも参照すること。

○ 技術・家庭科(家庭分野)

- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。
- ・家庭科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。

【高校】

○ 体育科、保健体育科（実技を伴う授業）

〔幼児児童生徒の健康状態の把握について〕

- ・ 幼児児童生徒の健康状態については、前年度からの引継ぎ等によりの確に把握すること。
- ・ 特に、疾患等のある幼児児童生徒については、保護者との情報共有を図ること。
- ・ 幼児児童生徒等の健康診断は、可能な限り速やかに実施されることが望まれるが、実施体制が伴わない等、やむを得ない事由により定期健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、幼児児童生徒の健康状態の把握に努めること。
 - ① 保護者等が記入する保健調査票を丁寧に確認する。
 - ② 学校園における日常的な健康観察等を実施する。
 - ③ ①、②の内容から、学校（園）医等と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
 - ④ ①、②の内容や学校（園）医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。
- ・ 定期健康診断（心臓検診や内科健診）に未実施項目がある状況でも保護者等が記入する保健調査票の確認や学校（園）医等との連携などで健康上の問題がある場合を除き、各校園の判断により実技を伴う体育の授業を実施することができる。その際、運動による急激な負荷がかからない配慮を行い、幼児児童生徒の観察を入念に行うこと。
- ・ 保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

〔更衣場所について〕

- ・ 更衣場所については、更衣室及び普通教室並びに、特別教室等、複数の場所を活用するとともに、時間を区切るなどにより、可能な限り分散し、密集にならないよう工夫すること。
- ・ 児童生徒等には、更衣場所利用前後の手洗いを徹底させること。また、更衣中には、マスクを着用させるとともに、不必要な会話や発声をせず、速やかに更衣するよう指導すること。
- ・ ドアノブやロッカーなど、児童生徒等が手を触れる箇所はこまめに消毒すること。
- ・ 更衣場所は、可能な限り窓を開けるとともに、換気扇やサーキュレータ等も活用するなど、十分な換気に努めること。

〔活動環境への配慮について〕

- ・ 授業（保育）前後の手洗いを徹底すること。また、咳エチケットの観点から、タオル・ハンカチ等の携帯を心掛けること。
- ・ フラッグ、電子ホイッスルなど、共用する用具については、必ず消毒を行うこと。

- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ・体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り、屋外で学習すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ・体育館等を使用する際には、2方向以上の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。なお、開放が難しい場合は、30分に1回以上活動を休止し、窓・扉を全開にし、換気扇やサーキュレータ等も活用する等により5分程度の換気を行うこと。

[指導における配慮について]

- ・長期休業等の影響で、運動不足となっている幼児児童生徒がいると考えられるため、個々に配慮しながら、十分な準備運動を行うとともに、一人でできる運動など、身体の負担の少ない運動から取り組み、数時間かけて運動に慣れさせることにより、事故等の予防に配慮すること。
- ・「暑さ指数（WBGT 指数）」等の情報を活用し、幼児児童生徒の健康観察を徹底するとともに、こまめな水分補給するなど、熱中症予防対策に十分配慮すること。
- ・活動中及び活動前後や準備片付け等においても、幼児児童生徒同士及び教員と幼児児童生徒との間隔を2m程度確保し、不要な接触を避けること。（集合時に密集にならないよう、間隔を取り待機するなどの工夫。）
- ・大声での応援やハイタッチ、握手等の不要な身体的接触は避けること。
- ・「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については、適切な感染症対策を行ったうえで、回数や時間を絞るとともに少人数から段階的に取り組む等の工夫のもと、実施をすること。例えば、体づくり運動、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、児童生徒等が密集したり、身体が接触するような活動を行う場合は、5～10分ごとに休憩を入れるなど工夫して実施すること。また、休憩時に手洗い、うがい、洗顔等を行うこと。なお、柔道や相撲における直接組み合う対人での練習の実施については慎重に検討すること。（ただし、学習活動を検討する際は、「I（2）各教科学習等における共通注意事項」の内容を踏まえた対応とすること。）
- ・個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる単元から実施するなど、年間指導計画を見直すとともに、単元を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

[マスクの取扱いについて]

- ・児童生徒は、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるため、全ての場面で児童生徒の間隔を2m程度確保すること。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用すること。

- ・ランニングなどで同じ方向に動く場合は、さらに長い距離を確保するとともに、不必要な会話や発声を行わせないこと。
- ・児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、家庭用マスクの着用であれば認めることとし、児童生徒の状態の変化に注意を払うこと。児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童との距離を 2m 程度確保し休憩させること。
- ・幼児児童生徒については、表情等を注意深く観察し、定期的に声掛けすること。なお、マスクの着用を希望する幼児児童生徒については、特に細心の注意を払うこと。
- ・授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させること。また、気温が高い日などに見学する場合は、熱中症にならないようマスクを外し、他の児童生徒との距離を 2m 程度確保するよう指導すること。
- ・教員は原則としてマスクを着用すること。ただし、熱中症のおそれがある場合など自らの身体へのリスクがあると判断する場合等において、感染リスクを踏まえながらマスクを外すことは問題ないこととする。
- ・幼稚園における身体を動かす活動においても、適切に対応すること。また、実態に応じて援助や配慮をすることで、幼児なりに気付いて行動できるように、指導を工夫すること。

※令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室の事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」参照

[水泳授業及び幼稚園でのプール活動の取扱いについて]

- ・今年度は、小学校 5 年生以上で水泳授業を取り扱うこととする。幼稚園及び小学校 1～4 年生については、幼児児童の発達段階や学習指導要領における水泳運動（水遊び、プール活動）の指導内容において、感染拡大防止対策の徹底が難しいと考えられることから、水泳授業（プール活動）を実施しないこととする。
- ・水泳授業の取扱いについては、令和 2 年 6 月 10 日付け事務連絡「水泳授業に係る健康診断の取扱い」及び「感染症対策に配慮した水泳授業の実施について」を参考にすること。
- ・学校プールについては、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）に基づき、プール水の残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いとして指摘されている。
- ・一方、水泳授業においては、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要がある。
- ・小学校 5 年生以上については、学校の実情等により、次に示す留意事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として水泳授業を実施してもよいこととする。

- ・しかしながら、学校の実情などにより、感染症拡大防止対策を講じることが困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えること。
- ・幼稚園でのプール活動については、令和2年6月10日付け事務連絡「幼稚園におけるプール活動の実施に関して」に基づき、適切に対応すること。

【留意事項】

- ① 水泳（水泳運動）の実施に当たっては、定期健康診断が実施され、児童生徒の健康状態が把握できるまで活動を見合わせることを原則とする。しかしながら、定期健康診断の実施が遅れていることから、児童生徒の健康状態を丁寧に把握するとともに、学校医等と連携して児童生徒への支援をすること。さらに、過度な負担とならないよう授業内容を精選すること。
- ② 水泳授業の実施時期については、児童生徒の体力の回復状況を踏まえ、7月以降（高等学校については6月15日以降）順次取扱うこととする。
- ③ プール水の残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。
- ④ 更衣室については、一斉に使用させず少人数にとどめること。また、不必要な会話や発声をしないよう指導すること。さらに、更衣室の利用前後に手洗いを徹底するとともに、児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒すること。
- ⑤ 授業中は、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m程度保つことができるよう、複数クラスによる合同授業は可能な限り避けること。
- ⑥ 学校の実情により合同授業を実施しなければならない場合は、2クラスまでとする。その際、児童生徒の間隔を可能な限り確保するとともに、向い合せ等にならないように工夫すること。さらに、会話等をしないよう指導を徹底すること。
- ⑦ 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止上重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
- ⑧ 授業中にビート板などの用具を使用する場合は、使用後に消毒をすることとするが望ましいが、消毒が難しい場合はシャワー等でしっかり洗い流すとともに、児童生徒の手洗いを徹底すること。また、私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- ⑨ 水泳授業を実施する場合は、以上の留意事項を学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を得ること。

- ・入水にあたり、「感染リスク」を心配する児童生徒や保護者の気持ちに寄り添うとともに、強制にならないよう配慮すること。また、入水できなかった場合の授業及び評価の取扱いについては、児童生徒に不利益が生じないように配慮すること。
- ・なお、今年度、水泳授業を実施しないと判断した場合において、学習指導要領上問題はないことを申し添える。

※令和 2 年 5 月 22 日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課の事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照

[その他]

- ・児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識やこれらの感染症対策について、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症の予防」資料 (https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm) 等を活用し、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるようにすること。
- ・できるだけ早期から、手洗いやうがい等、健康面における基本的な生活習慣について、興味をもったり、必要性に気付いたりしながら身に付けていけるように、年齢や一人ひとりの実態に応じ、教材を取り入れる等、適切に指導すること。 【幼稚園】
- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導すること。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導すること。 【小学校】
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導すること。 【中学校】
- ・保健体育科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。 【高校】

《幼・小・中・高共通》

2 修学旅行等、校外での教育活動

- ・幼稚園・小学校・中学校における修学旅行等、校外での教育活動については、令和2年6月1日付け教委校（幼）第12号、教委校（小）第23号、教委校（中）第28号「令和2年度の修学旅行等、校外での教育活動の再開について（通知）」に従って適切に対応すること。
- ・高等学校については、生徒の体調面や体力面などを考慮し、実施時期・実施内容等について慎重に判断すること。実施する場合は、「3密」を避けるなど、感染防止対策を講じたうえで実施すること。
- ・修学旅行等の実施に際しては、令和2年8月24日付け事務連絡「令和2年度における修学旅行等の実施に係る参考資料【改訂版】の送付及び修学旅行等キャンセル料の公費負担について（周知）」を参考に、旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めること。
- ・レッドステージ期間中の実施については、令和2年12月4日付け教委校（全）第72号『『大阪モデル』レッドステージ（非常事態）1への移行に伴う学校園における対応について』の「2 修学旅行等、校外での教育活動の取扱いについて」にて示していることに留意しながら対応すること。
- ・海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に検討すること。
- ・年末年始（12月29日～1月3日）の教育活動等（部活動を含む）については、陽性者発生時の社会的影響等を踏まえ、行わないこととする。

《幼・小・中・高共通》

3 運動会等について

- ・運動会は、原則として2学期に延期することとし、今後の感染症の拡大状況を踏まえた実施方法を検討すること。
- ・運動会の実施にあたり、感染症拡大予防対策の徹底が難しい場合や、各教科等における児童生徒の学習保障の観点から、運動会自体の中止についての検討も差し支えないものとする。
- ・実施にあたっては、可能な限り感染リスクを低減させるため、実施内容や方法の工夫をすることとともに、計画段階から、授業前後の手洗い等、基本的な感染症拡大防止対策を講じること。
- ・準備時間の縮減や分散した実施等を踏まえ、これまで取り組んできた方法を踏襲するのではなく、実施時間の短縮や参加人数を分散するなど、学校園の実情に応じた新たな形態での実施を検討すること。

《例》 種目の精選による半日での開催

密の状態を避けるため学年を分けての開催や、学年ごとの開催
平日の実施 等

- ・来場者の取扱いについては、最小限の同居家族のみ可能とする。その際、感染症拡大防止対策を徹底しながら学校園の状況に応じて、保護者の観覧スペースを限定し、幼児児童生徒との接触を避ける工夫をすること。また、幼児児童生徒の昼食についても教室等で食べること。なお、来賓並びに地域の方々、卒業生等の来場はご遠慮いただくこととする。
- ・取組に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。また、マスクの取扱いについては、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・取組を通して、熱中症予防対策を徹底すること。
- ・今年度については、「組体操」を実施しないこととする。さらに、幼児児童生徒が接触するような集団での競技や演技（騎馬戦、棒引き、綱引きなど、感染拡大防止対策を講じても密接すると考えられるもの。）についても原則として実施しないこと。
- ・学校園の実情により、市等の施設（体育館等）を利用する場合は、各施設の使用についての注意事項を遵守すること。
- ・運動会等の実施及び来場者の取扱い等については、令和2年7月7日付け事務連絡「感染症対策に配慮した運動会・体育大会の実施について」を参考にすること。

《幼・小・中・高共通》

4 その他の学校（園）行事

- ・各学校(園)行事（儀式的行事、文化的行事、勤労生産・奉仕的行事等）については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校(園)行事を検討すること。その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- ・授業（保育）参観については、現段階においては、一時に教室内に幼児児童生徒と保護者等が入ることになるため、通常の学習（保育）参観の形態での実施は望ましくない。参観週間に分散して参観できる手立てを講じ参観者の人数を絞ったうえで、基本的な感染症拡大防止対策を講じて行うなど工夫すること。
- ・周年行事等の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底や、各教科等における児童生徒の学習保障の観点を考慮し、事業委員会等と十分協議して、慎重に判断すること。その際、まず、次年度以降への延期や中止ができないか検討すること。そのうえで、周年行事等の延期等が難しく、幼児児童生徒が参加する式典を行う場合には、原則として、幼児児童生徒、教職員、主催者（事業委員等）の参加にとどめ、可能な限り参加人数を絞ること。また、来賓の来場（教育委員会等も含む）はご遠慮いただき、できるかぎり短時間で実施できるよう実施内容や実施方法を工夫すること。会場内の座席は、1m程度の間隔を空けて配置し、換気を徹底したうえで、「マスクの着用」「手洗い」など基本的な感染対策を継続すること。歌唱や楽器の演奏等については、本マニュアルを厳守すること。

《小・中共通》

5 給食について

学校給食は、以下の点に留意し、衛生管理を徹底した上で提供する。

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底すること。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しないこと。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行うこと。おかわり等の配食は、教職員が行うこと。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間以上固定するなどの対応が考えられること。
- ・また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前と後に石けんを用いた手洗いを徹底すること。
- ・給食の前と後に換気を行うこと。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。なお、ランチルームや食堂を利用する場合は、児童生徒等の間隔を2m程度離し、直接向かい合わせにならないよう工夫すること。
- ・また、給食喫食後は、必ず速やかにマスクを着用するよう指導すること。

《中・高共通》

6 部活動について

- ・中学校については、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた部活動の取扱いについて（通知）」に基づき、安全に活動すること。
- ・活動にあたっては、十分な感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。また、運動等の強度を上げる場合は、生徒の体力状況を把握しながら段階的に行うこととする。なお、以下の（1）～（3）に十分留意して活動を行うこと。
- ・高等学校の部活動については、府に準じて行うこととする。

（1）生徒の健康チェック等

- ① 部活動の実施にあたり、生徒の健康状態については、定期健康診断が未実施の場合、学校医と連携を図り、保護者との情報共有に努めるとともに、前年度からの引き継ぎ等により的確に把握すること。
- ② 顧問（部活動指導員を含む）は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認すること。
- ③ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問（部活動指導員を含む）が活動状況を把握すること。

（2）活動環境への配慮

- ① 活動前後や休憩時等の手洗い・咳エチケット（文化部活動については、原則としてマスクを着用すること。）等、基本的な感染症拡大防止対策を徹底すること。
- ② 生徒が、活動中に密集することがないように、活動場所を同じとする顧問間で連携し、割り振りについても工夫すること。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ③ 更衣場所の利用については、利用前後の手洗いを徹底し、マスクを着用するとともに、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなどにより人の密度を下げること。また、十分な換気に努めるとともに、不必要な会話や発声をせず、速やかに更衣するよう指導すること。
- ④ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ⑤ 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から使用前に消毒を行うとともに、「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

- ⑥ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上（活動前後等）行うこと。
- ・共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ、ウォータークーラー、更衣場所等）
 - ・共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）
- なお、消毒作業にあたっては、p21～24を参考に実施すること。
- ⑦ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、WBGT 値（暑さ指数）を確認し、熱中症に注意すること。
- ⑧ 屋内で活動する場合は、2方向以上の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。なお、開放が難しい場合は、30分に1回以上活動を休止し、窓・扉を全開にし、換気扇やサーキュレータ等も活用する等により5分程度の換気を行う。

（3）活動にあたっての注意事項

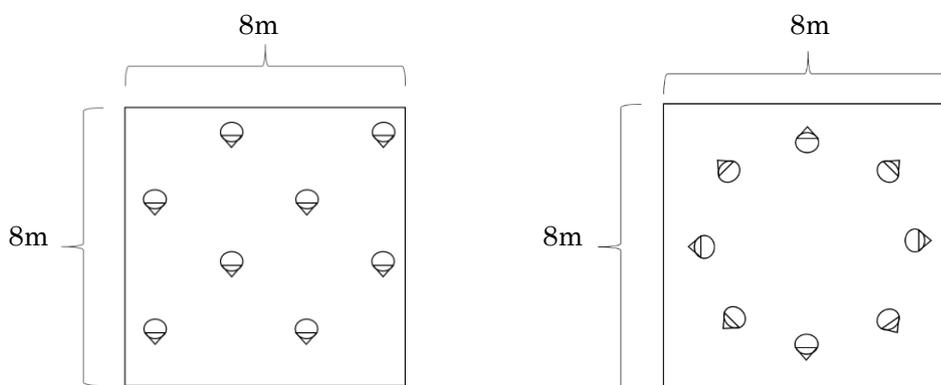
- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、強制にならないよう配慮すること。
- ② 「暑さ指数（WBGT 指数）」等を活用し、生徒の健康観察を徹底するとともに、こまめな水分補給をするなど、熱中症予防対策についても十分配慮すること。
- ③ マスクを着用して活動する場合は、喉の渇きを感じにくくなることもあるため、こまめな水分補給に努めること。
- ④ 活動時間については、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた部活動の取扱いについて（通知）」を踏まえ、大阪市部活動指針に示した設定基準により活動すること。また、準備、片付け、ミーティング等にはマスクを着用するとともに、短時間にとどめ、活動終了後は速やかに下校させること。
- ⑤ 生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けるよう、練習内容を工夫すること。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、生徒の密度をさげて、不要な接触を避けること。
- ⑦ 「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い活動」については、十分な感染症対策を行ったうえで、回数や時間を絞るとともに少人数から段階的に取り組むなどの工夫のもと、実施を検討すること。
- ⑧ 例えば、生徒が密集したり、相手と一定時間、身体接触したりするような活動については、5～10分ごとに1回は休憩を入れるなど工夫して実施すること。また、休憩時に手洗い、うがい、洗顔等を行うこと。なお、それぞれの競技団体等が示す「感染拡大予防ガイドライン」に基づくとともに、令和2年8月6日事務連絡「夏季休業中の部活動における対応について」を参考に活動内容を慎重に検討すること。

日本スポーツ協会 HP (<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>)

- ⑨ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習については、十分な感染症対策を行うことを前提として実施可能とするが、事前に校長の承認を得ること。なお、対外試合等の取扱いについては、令和2年7月7日事務連絡「部活動における対外試合等の取扱いについて」を参考とすること。（ただし、大阪府の基準であるレッドステージの期間においては、対外試合や合同練習会、演奏会等、学校外での活動は実施しないこととする。なお、公式試合等への参加については、主催団体のガイドライン等に基づいて対応すること。）
- ⑩ 吹奏楽や合唱等においては、屋内で活動する場合、常時換気（開放が難しい場合は、30分に1回以上5分程度の喚起を行う。）を徹底すること。活動にあたっては感染症対策を行いながら、個別練習もしくはパート別練習やアンサンブル※1セクション※2での活動等を基本とすること。また、全体合奏等を行う場合は、常時換気（開放が難しい場合は、30分に1回以上5分程度の換気を行う。）が可能で、生徒同士の間隔が十分確保できる体育館等の場所※3で行うこと。

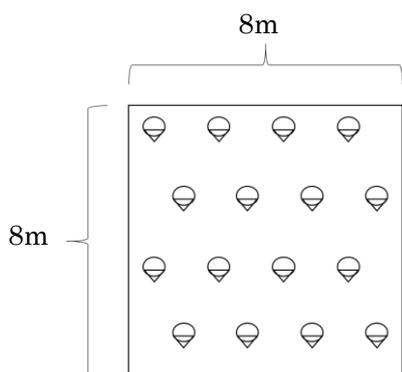
※1 普通教室（8m×8mを目安）に8人程度までとし、生徒同士の間隔を十分確保すること（少なくとも1人4m²程度）。

【配置例 普通教室】



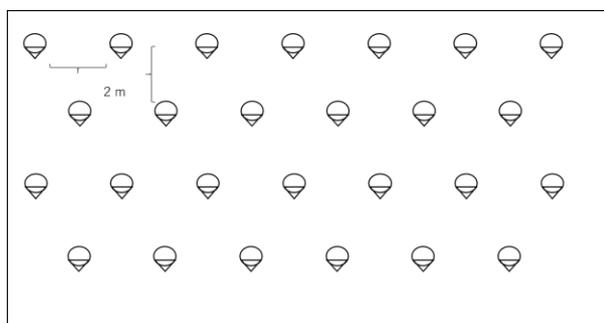
※2 普通教室に16人程度までとし、生徒同士の間隔を十分確保すること（少なくとも1人4m²程度）。また、生徒同士が、可能な限り前後での配置にならないようにすること。

【配置例 普通教室】



※3 活動人数に応じて、生徒同士の間隔が、1人あたり4m²程度を確保することができる場所。また、生徒同士が、可能な限り前後での配置にならないようにすること。

【配置例 体育館・中庭・グラウンド等】



⑪ 演奏会等の開催にあたっては、⑩に示す活動内容等の感染症対策を徹底すること。また、来場者については、原則として保護者に限定するなど、感染症拡大対策が徹底できる最小限の人数とするとともに、来場者とその健康状態の把握を徹底すること。

なお、生徒、保護者とも健康状態に不安がある場合は、参加や来場を見合わせるよう求めること。また、十分な活動スペースや観覧スペースが確保できない場合は、開催を見合わせること。

(ただし、大阪府の基準であるレッドステージの期間においては、演奏会等は実施しないこととする。)

⑫ その他、運動部活動の実施にあたっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。また、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

《小・中・高共通》

7 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしていることから、図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組むこと。

《小・中・高共通》

8 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いることになるので、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うこと。

机やいすの水拭き、掃き掃除など、日常的な清掃活動（界面活性剤を含む洗剤の使用も可）は児童生徒等に実施させても構わない。清掃活動を行う際には、換気のよい状況で、マスクをした上で行うように徹底すること。

なお、トイレ清掃を児童生徒にさせる際には、清掃中に、特に便器付近で水しぶきの飛び散ることがないように指導したうえで、掃除方法を工夫すること。

また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うこと。

《小・中・高共通》

9 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することも含めて、指導の工夫が必要である。

- ・休憩時の手洗い場、トイレが混雑しないよう導線を示したり、私語を慎むなどの指導の工夫をしたりすることなどの制限を徐々に緩和するとともに、会話をする際には、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導すること。

《小・中・高共通》

10 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、児童生徒等のみで行動する状況が想定され、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関への乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないようにすること。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導すること。
- ・夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、登下校時に人と十分な距離が確保できる場合には、マスクを外すよう指導すること。

- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、乗車中の会話は慎むといった飛沫感染防止対策を行うほか、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う等、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
- ・放課後等デイサービスを利用する児童生徒については、その送迎車両への引き渡し時において、事業者等とも十分に連携を図りながら、「3つの密」が生じないような工夫をすること。

《小・中・高共通》

1 1 国際クラブ等について

(1) 児童生徒の健康チェック等

国際クラブ等を実施するにあたっては、国際クラブ指導者と連携し、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、児童生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。
- ② 活動時間は当面の間、原則として45分～1時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させること。
- ③ 日々の活動及び交流会や音楽会等への参加にあたっては、「3つの密」(①換気の悪い『密閉』空間 ②多数が集まる『密集』場所 ③間近で会話や発声をする『密接』場面)を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、適切に実施することとする。

(3) 活動環境への配慮

- ① 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」等を避けること。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ② 共用部分及び共用物の消毒については、p21「I 6 清掃・消毒の実施」に従って、原則として1日1回以上行うこと。

《幼・小・中・高共通》

1 2 健康診断について

(1) 令和2年度の幼児児童生徒の定期健康診断の実施期間について

定期健康診断については、令和2年5月15日付け教委校（全）第17号並びに6月18日付け教委校（全）第37号、7月15日付け教委校（全）第48号「令和2年度定期健康診断の実施について」に基づき、健診項目により実施期間を分けて行うこととし、次の(2)①の項目については、健診等の結果、精密検査等を夏季休業中に受ける幼児児童生徒が多いことから、原則、1学期中の実施をお願いします。

なお、健康診断の実施にあたり、学校園内に感染者が判明した場合は、安全の確認ができるまでの間、延期することとし、学校（園）医に管理職等から速やかに連絡すること。

また、本市の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施期間をさらに変更することもある。

(2) 各種検査・健診の取扱いについて

① 感染症予防策を講じて、原則、1学期の間に実施する

・内科健診 ・心臓健診 ・結核健診（小学校・中学校の結核健康診断調査票、高等学校 X線撮影） ・尿検査 ・身長・体重測定 ・視力検査 ・聴力検査

② 感染症予防策を講じて、令和3年3月末までに実施する

・眼科健診 ・耳鼻咽喉科健診

③ 感染症予防策を講じて、令和2年10月1日以降、令和3年3月末までに実施する

・歯科健診

（②③の場合は、定期健康診断実施前であっても、保護者が記入する保健調査票を丁寧にチェックし、学校園生活を送るうえで注意が必要な内容については、教職員で共通理解を十分に図っておくこと）

※上記検査結果については、従来どおり速やかに幼児児童生徒及び保護者に通知すること。

(3) 健康診断時の感染症対策についての留意事項

- ① 健診の実施にあたっては、十分に学校（園）医等と協議を行い、健診環境を十分に整えてから実施する。
- ② 学校（園）医用にアルコール消毒液（手指用）、手袋、フェイスシールド（自家製可）・ゴーグル等を用意する。
- ③ 健康診断の実施前後には、教職員及び幼児児童生徒の石けんによる手洗いを徹底する。
- ④ 健康診断当日の幼児児童生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。かぜ症状等体調がよくない場合は受診を控える。学校（園）医、学校（園）歯科医の体調の確認を徹底する。

- ⑤ 健診会場の換気を十分に行う。1～2 時間に一度 5～10 分程度窓を大きく開け、換気を行う。その際、2 方向の窓を同時に開放する。
- ⑥ 一度に多くの幼児児童生徒を健診会場へ入れない。(会場の広さを十分に確保し、お互いの距離が 1～2m 程度あけるなどして、人の密度を減らす。待機時は、マスクを着用) 会話や発声を控えるよう幼児児童生徒等に徹底する。
- ⑦ 視力検査時に、遮眼器を使用する場合は、必ずアルコールで消毒し、遮眼器を使用しない場合はハンカチ等で眼球を覆う。
- ⑧ 耳鼻咽喉科健診時には、学校(園)医は、メガネ(ゴーグル)とマスク、あるいはフェイスシールドを着用し、対応する。
- ⑨ 聴力検査時に、聴力検査機器(オーディオメータ)の受話器を使用する場合は、同様に必ずアルコールで消毒する。
- ⑩ 眼科健診時には、学校(園)医は、メガネ(ゴーグル)とサージカルマスクで対応する。接触した場合は、70%消毒用アルコールによる手指消毒または石けんで手洗いできる環境が望ましい。
- ⑪ 歯科健診時には、学校(園)医は、メガネ(ゴーグル)とマスクとフェイスシールド及びゴム手袋を着用し、必ずダブルミラーで対応する。病的な皮膚や口腔内に接触した場合は、当然ゴム手袋は交換する。 【令和 2 年 10 月 1 以降実施】
- ⑫ 小学校・中学校は、定期健康診断の結果については、SKIP 保健機能、健康診断の「春」タブに入力すること。
- ⑬ 健康診断時に使用する器具(耳鏡、鼻鏡、舌圧子、歯鏡)の取扱いについて
- 1) 使用前に高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)で滅菌する。設定温度と時間については、説明書にあるとおりに行う。できるだけ途中で滅菌することのないように全員分の器具を準備しておく。
 - 2) 高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)がない場合は、近隣の高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)導入校園で器具の滅菌を行うことが望ましい。
ただし、検診の日程が近い等の理由で、それができない場合は、煮沸消毒器(シンメルブッシュ)で煮沸消毒を行う。器具を完全に沈め、沸騰してから 20 分以上煮沸する。その際、取り出す鉗子も一緒に煮沸消毒をする。できるだけ途中で消毒することのないように全員分の器具を準備しておく。
 - 3) 器具を並べるバットは、ガーゼにアルコール(消毒用エタノール)を染み込ませて表面を清拭する。
 - 4) 使用後は、手袋をして器具を水道水で洗浄し、1) 2) の要領で滅菌、消毒してから保管する。

IV 学校施設を活用して行う事業等について

令和2年7月2日付け教委校（小）第33号、教委校（中）第38号、教委校（高）第23号「学校施設の目的外使用における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」のとおり、学校施設の活用による地域活動の再開にあたり、利用者が順守すべき条件として「学校施設の消毒ルール」を定め、使用責任者又は利用団体の負担により使用施設の消毒を徹底することとしている。同ルールでは、「使用施設消毒チェックリスト」を作成し、個別具体の使用施設に係る消毒必要箇所について学校ごとに相談・確認を行うこととしているので、各利用団体と調整すること。

使用後のごみが持ち帰られていない等、施設使用後の状況から「学校施設の消毒ルール」が守られていないような場合には、当該利用団体の使用許可の取消し等の対応を行うので、教育委員会へ連絡すること。

利用者がコロナウイルスに感染したことが判明した場合には使用責任者を通じて学校及び区役所へ報告することとしているので、学校へ感染の連絡があった場合は速やかに教育委員会へ連絡すること。

また、今後、新たに学校施設の目的外使用の申請が学校に寄せられた場合は、各区役所の「地域活動の再開検討ガイドライン」等に記載される感染症対策とともに、「学校施設の消毒ルール」について順守が必要である旨、説明して対応すること。

V 障がいの状況に応じた指導・支援

平成30年文部科学省令第27号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障がいのある子どもが安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意すること。

- ① 年度当初、各校園が作成した個別の教育支援計画・個別の指導計画については、それぞれの障がいの状態や特性及び心身の発達段階、学校園の状況、休業期間中の児童生徒等、一人ひとりの障がいの状況や環境の変化等を十分踏まえ、必要に応じて各内容の精査や見直しを行うこと。また、引き続き当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- ② 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関等が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、児童生徒等の生活状態の的確な把握とサポートに努めること。
- ③ 児童生徒等の状況確認や把握については、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に児童生徒等の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努めること。
- ④ 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携すること。
なお、通級開設校や通級する児童生徒の在籍校が休業となった場合の取り扱いについては、p40「Ⅱ 3（3） 日本語指導教育センター校での特別の教育課程による日本語指導の実施について」の対応に準ずるものとする。

VI 各校園における留意事項

1 幼稚園

- ・前述の「Ⅲ 教育活動における留意事項」の《幼・小・中・高共通》の内容は幼稚園教育に置き換えて適切に実施すること。
- ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分のできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうか等、日頃より幼児の体調について、保護者と連携を取り合い、十分に注意すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）等に留意し、体を動かす活動だけでなく、p13「I 4 3つの密を避ける環境づくり」等に基づき、熱中症などの健康被害の予防対策をすること。
- ・幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう実態に応じて教材等を活用する等指導方法を工夫すること。
- ・昼食の前と後には、石けんを用いた手洗いとアルコール等を用いた消毒を徹底すること。喫食時は、換気を良くして、対面を避け、飛沫を飛ばさないよう、幼児の実態に応じて会話を控える等、適切に指導し、環境を整えること。また、p51「Ⅲ 5 給食について」の内容も参考にすること。
- ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・園庭開放については、令和2年6月16日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策時における園庭開放について」のとおり、適正に取り扱うこと。
- ・登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。
- ・上記について、積極的に保護者等へ啓発をするとともに、一層の連携を図り、理解を得ること。

2 小学校

- ・集団登校を実施する場合は、集合場所における行動に気をつけさせるようにすること。
- ・係活動、保健委員会、児童会の活動（例：係活動や委員会の発表、手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

3 中学校

- ・保健委員会、生徒会等の活動（例：保健だより・手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

4 高等学校

- ・登下校時においては、p56「Ⅲ 1 0 登下校」等十分留意するとともに、車内での会話を控えるなど感染拡大防止について指導すること。
- ・教室等での昼食時や食堂を利用する時は、手洗いや咳エチケット等を実践し、換気を良くして、対面を避け、適度な距離を取るなどウイルス感染防止に努めるよう指導すること。あわせて、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導すること。
- ・グループ学習・実習等を伴う科目等の教育活動については、p41「Ⅲ 1 各教科学習等における留意事項」について十分留意するとともに、各科目等の特性をふまえ必要な感染防止対策をとること。
- ・生徒会、保健委員会等の活動（例：保健だより・手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、ウイルス感染防止対策について積極的な啓発を図るよう指導すること。

Ⅶ 教職員に係る対応等

1 基本的な考え方

(1) 感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、咳エチケット、手指衛生等に加え、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（3つの「密」）が同時に重なる場を避け、「新しい生活様式」を実践していくこと。（p3「新しい生活様式」の実践例 参照）

また、学校園長及び教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底（下記「2 職場内外での感染防止行動の徹底について」参照）について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策を検討すること。

(2) 各学校園の安全衛生委員会における感染拡大防止対策

各学校園で開催する安全衛生委員会で、感染拡大防止対策や、「新しい生活様式」実践のための検討を行い、実施にあたっての意見を、学校産業医に求めるなどして、学校園長は、感染拡大防止に努め、また、教職員においても一人一人が協力しあい、感染拡大防止に努めること。

また、別添、厚労省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、各学校園における対策の点検を行い、対策が不十分な点について改善に繋げ感染症拡大の防止に努めること。

(3) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝、自宅で体温を測定し「健康観察表」への記録を行い学校園長へ報告を行うこと。学校園長は、発熱等かぜ症状のある場合には特別休暇の取得により出勤を控え、医療機関を受診するよう指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めていくこと。

2 職場内外での感染防止行動の徹底について

次のとおり、学校園長は、新しい生活様式の定着に向けて、p3「新しい生活様式の実践例」等を活用して、感染防止の基本的な行動を徹底し、職員室などにおける「3つの密」を避け「新しい生活様式」を実践する環境づくりや、教職員が一堂に会する会議を抑制するなど、改めて留意していくこと。

職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校園内で分散勤務をすることも考えられる。

さらに、職場内外での新型コロナウイルスのクラスター連鎖を押さえるため、感染リスクが高まる「5つの場面」の周知（p113 参照）とともに、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）」（p114 参照）や大阪コロナ追跡システムの登録・利用を勧奨すること。

（1）職場内での感染防止行動の徹底等

① 換気の徹底等：「密閉」空間にしないよう、こまめな換気をおこなう。

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に一回以上、数分間程度）窓を全開すること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
- ・ 扇風機や換気扇を併用するなどの工夫をすれば、換気効果はさらに上がる。

② 接触感染の防止：「密集」しないよう、人と人の距離を取る。

- ・ 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにすること。
- ・ 職場で教職員が触れることがある場所・物品・機器等（例：ドアノブ、スイッチ、電話、パソコン、コピー機等）について、1日1回以上消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には p21「I 6 清掃・消毒の実施」のとおり行うこと。

- ・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合は、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付け、使用すること。
- ・ 訪問者等に対し感染防止措置への協力を要請すること。

③ 飛沫感染の防止：「密接」した会話や発声を避ける。

- ・ 対面での会議や面談が避けられない場合には、距離（1m以上）を保ち、マスクを着用すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットを徹底すること。

- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫を行うこと。
 - ・職場においては、人と人との間に距離を保持（1m以上）すること。
 - ・電話、電子メール等の活用により、教職員が集まる集合形式での会議等をできる限り回避すること。やむを得ず、集合形式となる場合には最少の人数にしぼることや広い部屋で行うなどの工夫を行うこと。また、会議内容を全体で共有する必要がある場合は同様にメール等を活用すること。
 - ・食事をとる際の感染防止のため、昼休み等の休憩時間をずらしたり、座る位置の間隔を開けるなどの措置を講じること。
 - ・その他密閉、密集、密接となるような職場の状況を改善することを検討すること。
- ④ 一般的な健康確保措置の徹底等
- ・疲労の蓄積につながることから長時間の時間外勤務を行わないこと。あわせて、適切な勤務時間管理に留意すること。
 - ・教職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
 - ・職場において、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

（２）通勤・出張に関する感染防止行動の徹底等

① 接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の石鹸による手洗いや、入手可能であれば手指のアルコール消毒を徹底すること。

② 飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底し、マスクを着用すること。
- ・教職員の通勤に関わって、通勤電車など人混みの多い時間帯を避けたり、混雑を避けるための防止策として勤務時間の割振りの変更を可能とする。

（令和２年７月６日付け事務連絡「勤務時間の割振り変更の取扱いについて」を参照）

- ・マイカー等通勤の緩和の取扱いについては、令和２年１２月１４日付け教委校（全）第７４号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤の緩和について（通知）」を参照すること。
- ・通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、可能なものはメールで行うなど工夫すること。

(3) テレワーク（在宅勤務）の活用

- ・勤務に関して教職員への配慮が必要な場合や感染症の拡大を予防する観点から、校務運営に支障をきたさない範囲で活用すること。
- (令和2年6月24日付け教委校(全)第39号「テレワーク制度について」参照)

3 かぜ症状等を呈する教職員への対応について

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通のかぜと見分けがつかないことから、発熱、咳などのかぜ症状がみられる教職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応を行うこと。特に、高齢教職員、基礎疾患がある教職員、免疫抑制状態にある教職員、妊娠している教職員について配慮すること。

(2) 感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

- ・①教職員の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合、②教職員の同居家族が感染者または濃厚接触者と認定された場合は、当該教職員を職場には出勤させず、その場合の勤怠は特別休暇等を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・①の場合において、特別休暇を活用する場合、p28「Ⅱ1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」中、(1)について、「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、対応するものとする。
- ・②の場合において、特別休暇を取得することができる期間は、同居家族が保健所等に指示された期間となる。

(3) 発熱等かぜ症状が見られる場合

- ・校園長は、教職員に発熱等かぜ症状(p29 Ⅱ1(3)参照)が見られる場合は、当該教職員を職場には出勤させず、医療機関を受診するよう指導すること。その場合の勤怠は特別休暇等を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。
この場合において、特別休暇を活用する場合、「Ⅱ1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」中、(3)については、「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、対応するものとする。
- ・教職員の同居家族に発熱等かぜ症状が見られることにより、感染症拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇を取得することができる。この場合において、特別休暇を取得することができる期間は、当該同居家族の症状を踏まえ必要と認められる期間となる。

(4) 発熱等かぜ症状が見られた教職員が出勤する場合

- ・発熱等かぜ症状が見られた教職員が、症状が快癒し出勤しようとする場合には、出勤するまでに校園長へ連絡することとし、校園長は次の2点を当該教職員に確認を行い、出勤できる状態であることを確認すること。その際、必要に応じて学校産業医に相談すること。

(p29 II 1 (3) 参照)

- ① 出勤の可否やその時期について、医師からの指示内容に従っているか
- ② 出勤しようとする日が、本マニュアルを踏まえた時期になっているか

(留意事項)

- ・特別休暇については、令和2年4月14日付け教委校(全)第11号「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特別休暇の付与について(通知)」参照。
- ・教職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・かぜの症状が出現した教職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談のめやす(具体的なめやすはp7を参照)」を教職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、かかりつけ医療機関(夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、保健所等に設置される新型コロナ受診相談センター)に電話で相談し、同センターから出された指示に従うよう指導すること。
- ・教職員の同居家族が、「濃厚接触者」と認定された場合や発熱等かぜ症状が見られる場合において、検体検査(PCR検査、抗原検査)を受検することとなった場合は、教職員は特別休暇を取得することができる。ただし、積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する検体検査等の場合は、特別休暇は取得できないので注意すること。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

学校園長は、教職員が、PCR 検査、抗原検査の対象者あるいは新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合には教育委員会へ報告することや、学校産業医に相談すること及び教職員が陽性者等になったことをもって不利益な取扱いや差別等を受けることはないことを、あらかじめ教職員に対して周知しておくこと。

また、教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応については、つぎのとおりとする。（陽性者等に該当した場合の報告は、休日等の勤務を要しない日であっても遺漏がないよう留意すること。）

(1) 教職員に感染陽性者（濃厚接触者等を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、学校産業医と相談し、教育委員会事務局指導部各担当と協議のうえ、対応について決定する。臨時休業とする基準や期間は、p34「Ⅱ 2 学校園・学年・学級休業の考え方」のとおりとし、授業などの担当状況や職員室等での状況により、その対象となる学級の範囲を考慮すること。なお「学校（園）医」の箇所は「学校産業医」と読み替えるものとする。

(2) 新型コロナウイルスへの感染、もしくは感染の疑いにより PCR 検査、抗原検査を受検することになった場合

速やかに教育委員会事務局指導部各担当並びに教務部教職員給与・厚生担当へ報告をすること。教務部教職員給与・厚生担当への報告については、令和 2 年 11 月 25 日付け事務連絡「教職員の新型コロナウイルス PCR 検査及び感染症（濃厚接触者）の報告様式の変更について」を参照すること。

(3) 陽性者等に該当した場合の関係機関との連携などの具体的な対応

p37「Ⅱ 3 出席停止・臨時休業発生時の対応」のとおりとする（「学校（園）医」を「学校産業医」と読み替えること。）。

(4) 陽性者等が回復し出勤することとなった場合

引き続き健康観察を行うとともに、学校産業医と相談したうえで、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行うことも想定しておくこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

学校園長等においては、「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）等を確認し、最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知すること。（下記「○関連情報サイト」参照）

6 妊娠中の女性教職員への配慮について

妊娠中の女性教職員については厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめているので、以下のホームページも参考にすること。なお、妊娠中の女性教職員が、保健指導又は健康診査を受けた結果、指導を受け、それを校園長に申し出た場合は、勤務時間の割振りの変更やテレワーク制度（在宅勤務）等の活用により、適切な配慮を行うこと。

（令和2年5月26日付け教委校（全）第21号「「妊娠中および出産後の職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について」参照）

<参考> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10656.html （厚労省 HP）

7 感染症流行期における教職員のメンタルヘルスについて

新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、休業措置をはじめ、さまざまな行動の制限、社会的接触の制限が求められてきたことから働き方の変化によるストレスを感じる一方、感染への不安やストレスを抱えながら働いている人も増えている。加えて様々な情報から生じる過度の不安や気分の落ち込み、意欲減退、不眠などのからだのサインを無視し、放置し続けると「うつ状態」になる可能性がある。

いま、個人として何ができるのか、また、組織としてどんな対策を取ったらいいか以下、参考にして教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。

（1）教職員向け：セルフケアについて

- ・家にいなければならないときは、健康的な生活習慣を心がける
- ・社会との接点を大切に（家族や友人との電話やメール）
- ・不安をあおるようなマスコミ報道を見聞きするのは少なくし、信頼できる情報にアクセスする
- ・飲酒、喫煙、薬物でストレスを紛らわせない

(2) 学校園長向け：管理職としてのメンタルヘルスラインケアについて

部下のメンタルヘルスをケアするうえで特に配慮したい点

① ストレス反応を理解する

ごく自然な反応であるが、期間が長引くときは要注意である。1か月以上反応が続いているようであれば、専門家への相談を検討する。周りに相談できる環境がない場合や、相談することが苦手で抱え込んでしまう傾向にある人には特に注意が必要。知らず知らずの間に状態が悪くなってしまうことがあるので、目を向けていく必要がある。

- ・相談できる相手がいない
- ・悩みを自分一人で抱え込む傾向がある
- ・お酒やたばこ、薬の量が増えたままである
- ・集中力、判断力が低下している
- ・能率が落ちている
- ・ミスが増えている など…

② 部下の変化に気づく

日ごろから部下の「普段の様子」を知っておくことで、早期発見につながる。在宅勤務中は、進捗状況だけでなく、体調についても確認し、言葉でのコミュニケーションをとることが大切。

- ・業務上の困りごと（自宅で作業が難しいことはないか、対応に困っていることはないか、など）
- ・睡眠について（夜は眠れているか、寝る時間は不規則になっていないか、など）
- ・生活について（3食きちんととれているか、適度に運動やストレッチをしているか、など）

③ 本人は「大丈夫」と言うが気になるときは、専門家へ連携する

本人が利用できる相談窓口の情報提供を行う。本人が窓口を利用しない場合は、上司が相談窓口にご相談することを検討すること。

○関連情報サイト

■厚労省 HP 国民のみなさま向けの情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■厚労省 こころの耳～働く人のメンタルヘルスポータルサイト～

- ・新型コロナウイルス感染症対策（こころのケア）

（さまざまな専門家からのアドバイスや新型コロナウイルス感染症に関連した情報や相談窓口を紹介）

https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/

■東京大学大学院医学系研究科精神保健学分野運営 HP

- ・いまここケア（新型コロナウイルス感染拡大防止のために自宅で過ごす方に向けたメンタルヘルス情報サイト）

<https://imacococare.net/>

■日本赤十字社

- ・「感染症流行期にこころの健康を保つために」シリーズ

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200327_006138.html

■厚労省

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（大阪府下）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635236.pdf>

8 公務災害の認定について

本感染症については、感染源が公務に内在していたことが明らかに認められる場合には、公務上の災害となります。調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる環境下での公務に従事していた職員が感染したときには、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められるか否かは個別の判断となります。また、公務上の災害となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行われるものとなります。

以上、教職員に対して周知を行い、感染が判明した場合、教職員給与・厚生担当（福利厚生グループ）あて連絡を行ってください

※被災教職員が労災適用の場合についても同様とし、感染が判明した場合は連絡を行ってください。

Ⅷ その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策経費の支出に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費については、令和2年7月8日に通常の学校維持運営費予算(事業コード:330)ではなく、新型コロナウイルス感染症対策予算(事業コード:332)として各学校へ予算配当した。
- ・配当予算は、「学校保健特別対策事業費補助金交付要綱」並びに関係規定に基づく国庫補助金の対象経費を執行するためのものであり、執行にあたっては当該経費が補助対象であることを説明できるものでなければならない。また、出納証拠書類等は会計検査や情報開示の対象となるため、令和2年7月8日付け通知「新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算の配当について」に基づき、適正な執行並びに関係書類の作成・提出等を行うこと。
- ・本予算で執行した経費が補助対象外であった場合、補助金の返還対象となる場合もあるため、執行にあたっては国庫補助の目的に沿うものであるか精査し、国庫補助対象となるか疑義がある場合は、関係課へ確認等を行ったうえで執行すること。
- ・本予算の執行にかかる参考資料として、「新型コロナウイルス感染症対策経費対象物品一覧」及び「新型コロナウイルス感染症対策経費(第2次補正予算)執行にかかるQ&A」をB e e ネットポータルに掲載し、随時更新するので活用されたい。

〈掲載場所〉

規定・資料等>01.維持運営費>020 執行関係

>002 新型コロナウイルス感染症対策経費(国第2次補正予算)

>000 新型コロナ感染症対策費対象物品等一覧、002 第2次補正予算執行 Q&A

- ・また、令和2年10月8日付通知文書「令和2年度 学校維持運営費等予算の光熱水費年間配当額の決定について」により光熱水費の年間配当を行った際、感染症対策(手洗いの励行や換気の徹底等)による光熱水費の増加を見込み、各校への配当額を増額している。

当該予算が不足する場合は別途予算措置を行う旨も通知しているので、増額配当した光熱水費を有効に活用し、引き続き適切な感染症対策に努められたい。

- ・なお、幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策経費の執行については、令和2年8月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算の配当について」に基づき、適正な執行を行うこと。

(2) 高等学校における授業料の取扱いについて

- ・高等学校等就学支援金について、大阪府は、申請の意思がある生徒・保護者等からの書類提出が遅れている場合で事前に学校を通じて申し出があったものは、柔軟に対応することとしている。

(3) 就学援助等に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による解雇・廃業等により家計が急変した場合、申請により就学援助を受けることが可能であることについて、令和 2 年 5 月 11 日付け教委学運校（小）第 2 号、（中）第 2 号「「児童生徒就学援助事務取扱要領」の改正について（通知）」にて通知した改正内容に基づき、保護者に対し十分周知すること。

【通知文例1】 新型コロナウイルス感染症予防のお願い

令和 年 月 日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市立〇〇学校（園）
校（園）長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校（園）の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、大阪市立学校園では、幼児・児童・生徒に対して感染症予防の指導を強化しております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、「新しい生活様式」を実践するとともに、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 日常の健康状態の把握

○お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。

○健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。

○健康観察表は毎日、登校園時に持参させてください。

○ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 次の場合は、必ず学校（園）へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

○発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

○同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

○次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。また、学校園へもご連絡ください。

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがあがる

・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合

○かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

○十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

○帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。

○部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。

【通知文例2】 新型コロナウイルス感染症対応について

(感染者が判明し、全校休業となる場合・全保護者用)

令和 年 月 日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市立〇〇学校(園)
校(園)長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本校(園)児童(生徒、園児、教職員)が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、大阪教育委員会、保健所等と連携し、感染拡大防止を図り、〇月〇日から〇月〇日までを全校(園)臨時休業とします。

つきましては、下記についてご留意いただいたうえ、ご対応、ご協力をお願いいたします。

また、お子様が、感染者の濃厚接触者に特定された場合は、個別にご連絡さしあげますので、よろしくご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校(園)へご連絡いただき、〇〇区保健福祉センター(06-)へご相談ください。
- 2 消毒作業等、校(園)内の安全が確認できるまで、(いきいき放課後事業、一時預かり事業、部活動等)も中止します。利用中のご家庭は、学校(園)にご相談ください。
- 3 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
- 4 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
- 5 うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

大阪市立〇〇学校(園)	06-
大阪教育委員会事務局	
指導部 教育活動支援担当 第〇教育ブロックグループ	06- -
指導部 初等・中学校教育担当(幼稚園)	06-6208-8173
指導部 保健体育担当 保健体育グループ	06-6208-9142

【通知文例3】 新型コロナウイルス感染症対応について

(感染者の判明により濃厚接触者が特定され、学級休業となる場合・当該学級保護者用)

令和 年 月 日

○年○組
保護者様

大阪教育委員会
大阪市立○○学校(園)
校(園)長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

本学級の児童(生徒、園児、教職員)が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明したことを受けて、全校(園)臨時休業としておりましたが、この度、複数名の濃厚接触者が確認されました。

これを受けまして、引き続き本学級(○歳児、学年)は、○月○日まで臨時休業とします。つきましては、次の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校(園)へご連絡いただき、○○区保健福祉センター(06-)へご相談ください。
 - 2 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
 - 3 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
 - 4 うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。
- ※ ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いいたします。

大阪市立○○学校(園)	06-
大阪教育委員会事務局	
指導部 教育活動支援担当 第○教育ブロックグループ	06- -
指導部 初等・中学校教育担当(幼稚園)	06-6208-8173
指導部 保健体育担当 保健体育グループ	06-6208-9142

【通知文例4】 学校園等の再開について

令和 年 月 日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市立〇〇学校（園）
校（園）長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（学校園の再開）

本校（園）児童（生徒、園児、教職員）が新型コロナウイルス感染症に感染したことを受けて、全校臨時休業としておりましたが、この度、消毒等が完了し、学校園の安全が確認されましたことから、〇月〇日から本校（園）（本学年、本学級）を再開します。

つきましては、登校園の再開にあたり、次の内容についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただき、〇〇区保健福祉センター（06- - ）へご相談ください。
- 2 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
- 3 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
- 4 うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

※ ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いいたします。

大阪市立〇〇学校（園）	06-
大阪教育委員会事務局	
指導部 教育活動支援担当 第〇教育ブロックグループ	06- -
指導部 初等・中学校教育担当（幼稚園）	06-6208-8173
指導部 保健体育担当 保健体育グループ	06-6208-9142

【通知文例5】 新型コロナウイルス感染症対応について

(出席停止の基準を超え学級休業となる場合(濃厚接触者が含まれる)・当該学級保護者用)

令和 年 月 日

〇年〇組
保護者様

大阪教育委員会
大阪市立〇〇学校(園)
校(園)長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本学級の在籍者の約15～20%を上回る児童(生徒、園児)に、かぜ症状等がみられ出席停止となりましたことから、本学級(〇歳児、学年)は、〇月〇日から〇月〇日まで臨時休業とします。

また、出席停止となった児童(生徒、園児)に、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等がいることも判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、大阪教育委員会並びに保健所等と連携し、感染拡大防止を図ってまいります。

つきましては、次の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願いいたします。

記

- 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校(園)へご連絡いただき、〇〇区保健福祉センター(06-)へご相談ください。
 - 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
 - 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
 - うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。
- ※ ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いいたします。

大阪市立〇〇学校(園)	06-
大阪教育委員会事務局	
指導部 教育活動支援担当 第〇教育ブロックグループ	06- -
指導部 初等・中学校教育担当(幼稚園)	06-6208-8173
指導部 保健体育担当 保健体育グループ	06-6208-9142

【メール文例1-1】 学校園の臨時休業（緊急下校（降園）を含む）

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う緊急下校(降園)及び臨時休業について」

このたび、本校（園）の児童（生徒、園児、教職員）が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しましたので、本日、時間を繰り上げて児童（生徒、園児）を下校（降園）させる予定です。下校（降園）時刻等につきましては、この後、本メールにてご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、明日〇月〇日～〇月〇日は、保健福祉センターや教育委員会と連携し、濃厚接触者の特定や消毒作業等を行い感染の拡大防止の対策を実施するため、臨時休業とさせていただきます。

〇月〇日以降の対応につきましては、保護者メール及び学校（園）ホームページでご連絡させていただきます。

また、個別に連絡が必要な場合は、別途ご連絡を差し上げます。

ご家庭におかれましては、お子さまの健康観察を行い、発熱等のかぜ症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただきますようお願いいたします。

急なご連絡となり、保護者の皆さまにも大変ご心配をおかけしますが、何とぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、全校（園）臨時休業中は、いきいき活動（一時預かり事業）・部活動も中止いたします。

大阪市立〇〇学校（園） 校（園）長 〇〇

【メール文例1-2】 一部の学級の臨時休業（休業する学級以外の保護者対象）

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う一部の学級の臨時休業について」

このたび、本校（園）の児童（生徒、園児、教職員）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしました。

保健福祉センターや教育委員会と連携し、濃厚接触者の特定や消毒作業等を行い、感染の拡大防止対策を図り、安全確認ができましたので、通常通り学校の教育活動を行います。なお、休業が必要な学級については、当該保護者へ連絡しております。

状況の変化や対応をお願いする場合は、保護者メール等でお知らせいたします。

なお、この件について、うわさや風評被害がないように、冷静な対応をお願いいたします。

大阪市立〇〇学校（園） 校（園）長 〇〇

【メール文例2】 学校園の臨時休業の延長

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の延長について」

本校（園）の臨時休業措置について、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本日、保健福祉センターや教育委員会と連携して、濃厚接触者の確認や校（園）内の消毒作業等を行いました。全校児童（生徒、園児、教職員）の継続的な健康観察と安全確認を行うため、○月○日まで引き続き臨時休業といたします。

○月○日以降の対応につきましては、後日、保護者メール等でお知らせいたします。

また、個別に連絡が必要な場合は、別途ご連絡を差し上げます。

ご家庭におかれましては、お子さまの健康観察を行い、発熱等のかぜ症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただきますようお願いいたします。

保護者の皆さまにも大変ご心配をおかけしますが、何とぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、全校（園）臨時休業中は、いきいき活動（一時預かり事業）・部活動も中止いたします。

大阪市立○○学校（園） 校（園）長 ○○

【メール文例3】 学校園の臨時休業に引き続く学級休業（休業となる学級の保護者対象）

※学校園 HP に学級名は出さないこと

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学級休業の実施について」

本校（園）の臨時休業措置について、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

保健福祉センターや教育委員会と連携し、濃厚接触者の特定や消毒作業等を行い感染の拡大防止の対策を行ってきたところですが、引き続き継続的な健康観察と安全確認を行うため、本学級○年○組（歳児）について、○月○日まで引き続き学級休業といたします。なお、学級休業中のいきいき活動・部活動への参加はできません。

ご家庭におかれましては、お子さまの健康観察を行い、発熱等のかぜ症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただきますようお願いいたします。（学習保障（家庭教育の保障）については○○で対応しますので、よろしく申し上げます。／家庭における教育の支援の観点から、資料等配付物を○月○日に各家庭のポストに配付させていただきます。）

状況の変化や対応をお願いする場合は、保護者メール等でお知らせいたします。

なお、この件について、うわさや風評被害がないように、冷静な対応をお願いいたします。

保護者の皆さまにも大変ご心配をおかけしますが、何とぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

大阪市立○○学校（園） 校（園）長 ○○

【メール文例 4-1】 臨時休業の解除（学校園全体の臨時休業の場合）

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の解除について」

本校（園）の臨時休業措置について、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、濃厚接触者の特定ができ、保護者の方への連絡も終わりました。また、校（園）内の消毒作業等を行い、学校（園）の安全が確認できましたので、○月○日から学校（園）を通常授業（保育）で再開します。ただし、引き続き休業が必要な学級については、当該保護者へ連絡いたします（しました）。

状況の変化や対応をお願いする場合は、保護者メール等でお知らせいたします。

なお、この件について、うわさや風評被害がないように、冷静な対応をお願いいたします。

大阪市立○○学校（園） 校（園）長 ○○

【メール文例 4-2】 臨時休業の解除（一部の学級の臨時休業の場合）

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の解除について」

本校（園）の臨時休業措置について、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

保健福祉センターや教育委員会と連携し、濃厚接触者の特定や消毒作業を行い感染の拡大防止の対策を図ってきたところですが、このたび、安全確認ができましたので、当該学級○年○組について、○月○日から学級を通常授業（保育）で再開いたします。

状況の変化や対応をお願いする場合は、保護者メール等でお知らせいたします。

なお、この件について、うわさや風評被害がないように、冷静な対応をお願いいたします。

大阪市立○○学校（園） 校（園）長 ○○

【メール文例5】 新型コロナウイルス感染症の発生（感染が判明したが臨時休業をしない場合）

※教職員の感染が判明した場合は、必ず発出すること。

※幼児児童生徒の感染が判明した場合は、状況に応じて保護者へ周知するかどうか判断すること。

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生について」

このたび、本校（園）の教職員（児童生徒園児）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしました。保健福祉センターや教育委員会と連携し、濃厚接触者の特定や消毒作業等を行い、感染の拡大防止対策を図り、安全確認ができましたので、通常通り学校の教育活動を行います。

状況の変化や対応をお願いする場合は、保護者メール等でお知らせいたします。

なお、この件について、うわさや風評被害がないように、冷静な対応をお願いいたします。

大阪市立〇〇学校（園） 校（園）長 〇〇

【メール文例6】 PCR検査キットによる検査の受検（濃厚接触者の子どもの保護者対象）

「緊急連絡 新型コロナウイルス感染症の発生にともなうPCR検査の受検について」

このたび、保健福祉センターより、お子さまが濃厚接触者であると連絡があり、〇〇さんにはPCR検査を受けていただくことになりました。

つきましては、大変お手数ですが、保護者の方におかれましては、〇月〇日、午後〇時から〇時の間に〇〇までPCR検査キットを取りに来ていただきますようお願い申し上げます。／つきましては、保健福祉センターからご自宅あてPCR検査キットを郵送してもらいますので、保健福祉センターに対してご自宅のご住所を連絡することについてもご了承ください。

検査は自宅で行い、午後〇時まで〇〇まで保護者の方がキットを持ってきてくださいますようお願いいたします。／検査は自宅で行い、検査キットの返送先は保健福祉センターの指示に従っていただきますようお願いいたします。

なお、同居している兄弟姉妹関係の児童（生徒、園児）は、濃厚接触者の検査結果が分かるまで登校（園）できません。ご心配をおかけして申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

大阪市立〇〇学校（園） 校（園）長 〇〇

けんこうかんさつひょう かてい
健康観察表(家庭用)

ねん 年 くみ 組 なまえ 名前

	れい 例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ひ 日 日にち	12/11	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ようび 曜日	金														
たいおん 体温	36.0 度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
いた のどの痛み	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
はなみず はな 鼻水・鼻づまり	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
たいちよう 体調 (息苦しさ ・だるさ など)	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい
その他 (におい・味がしない 筋肉痛、頭痛、 嘔吐、下痢 など)															
ご家族の状況	症状 ありなし 母、父 PCR検査等 受ける	症状 ありなし PCR検査等 受ける													
保護者サイン															

- ※ 登校園しない日も含めて、毎朝、本人の体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サイン（高校生は生徒自筆可）のうえ、毎日ご持参ください。
- ※ 本人に微熱（普段の体温より高い状態）、発熱(37.5度前後より高い状態)等のかぜの症状が見られる場合や、ご家族に次の新型コロナウイルス感染症を疑い医療機関等に相談する
めやすの症状が見られる場合、ご家族がPCR検査や抗原検査を受けることになった場合は、電話等で学校園に連絡のうえ、登校園を控えてしてください。
- ※ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）や高熱がある場合や、かぜの症状や発熱が続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。基礎疾患等のある方
は、これらの状態がある場合は、かかりつけ(小児)医療機関など身近な医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

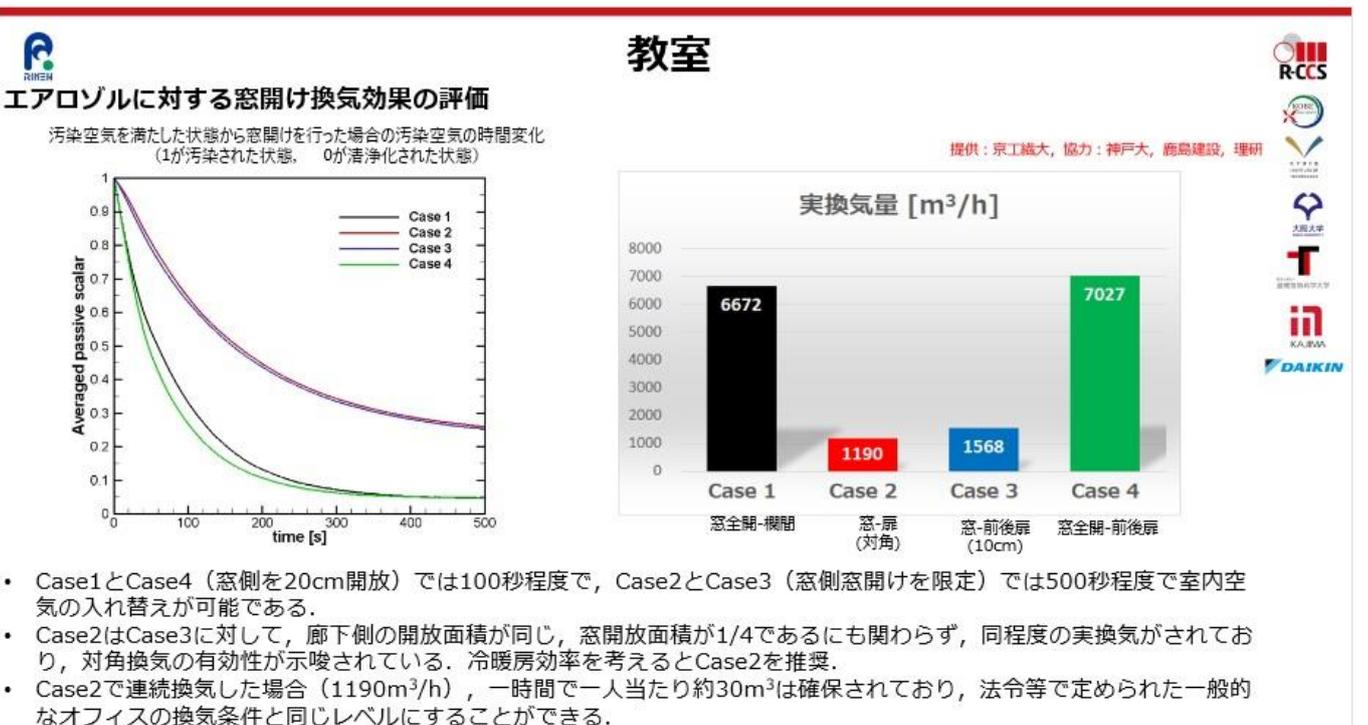
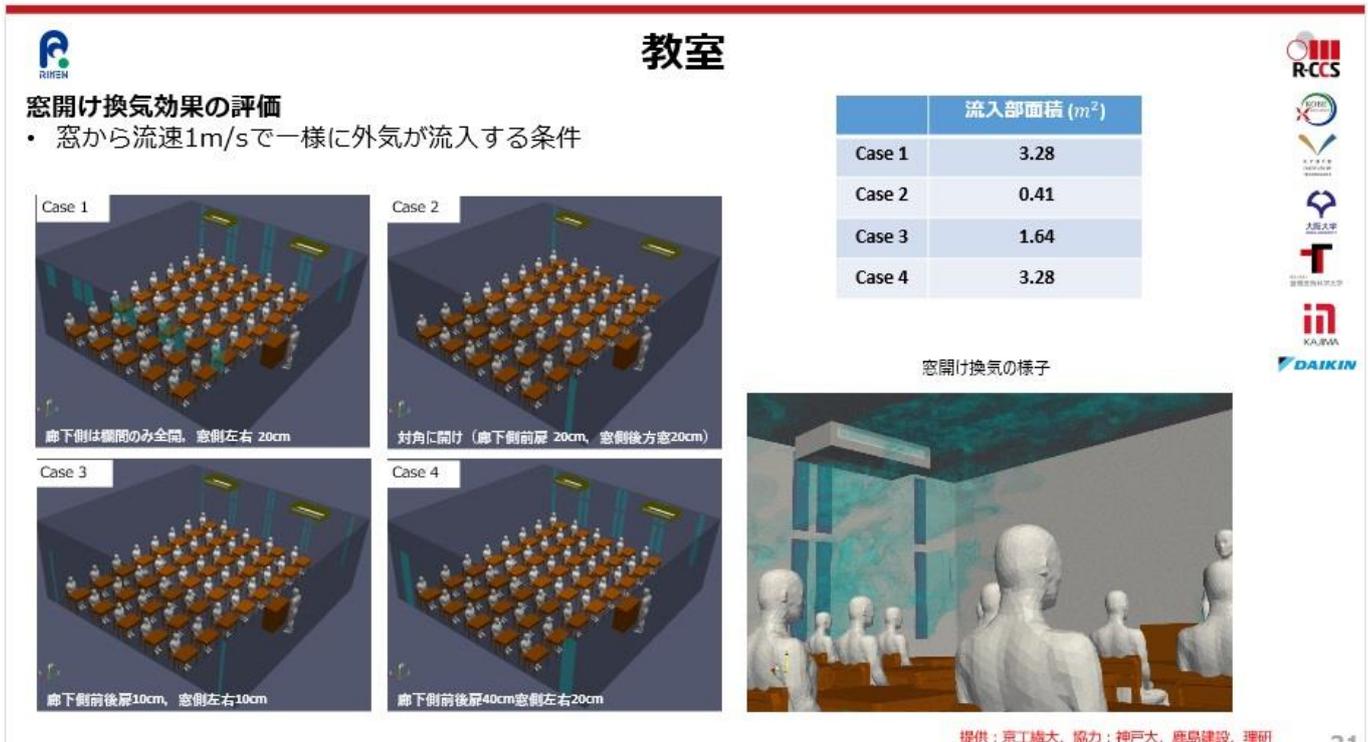
ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

◆学校の教室における窓開け換気効率の評価

(スーパーコンピュータ「富岳」によりシミュレーション)





令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

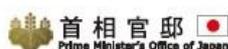
熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>



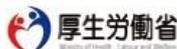
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

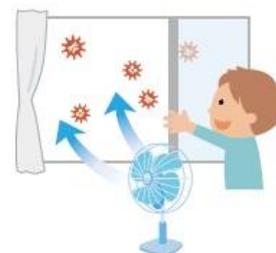


① 「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

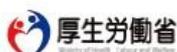


機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。



- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人々が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



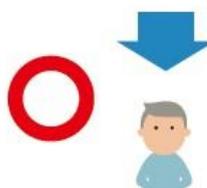
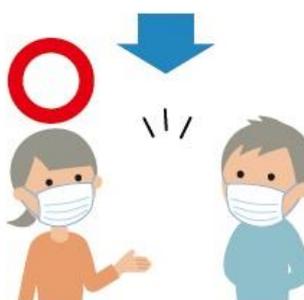
- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- ・スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



清掃・消毒実施状況チェックリスト (年 月分)

場所：1-1 教室		ドアノブ		スイッチ					
日	曜日	時間	確認	時間	確認	時間	確認	時間	確認
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

清掃・消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、清掃（消毒）すること。

特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間（24時間～72時間）生存できるとされているので、注意すること。

清掃（消毒）する箇所		
1日1回以上、ペーパータオル等に消毒液を含ませて清掃	家庭用洗剤を用いて清掃	通常の清掃
(学校施設全般) ・ドア、窓等のノブ・取っ手 ・手すり ・照明等のスイッチ 等、特に多くの幼児児童生徒や教職員が手を触れる場所や共用物	(トイレ・洗面所) ・洗面台 ・便器の蓋・便座等 ・水洗流水レバー等 ・ウォシュレット操作ボタン ・トイレの床 等	・机* ・椅子* ・床 *机・椅子は、必要に応じて清掃活動において家庭用洗剤を用いた拭き掃除も考慮すること

使用状況等に応じて消毒する箇所【手を触れることが稀な場所や使用者が特定される物】	
(学校施設全般) ・靴箱の取っ手・靴ベラ ・エレベーターやインターフォンのボタン ・カーテンやブラインドで手がよく触れるところ ・水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等 ・モップ等の清掃用具等 (教室等) ・共用パソコンのキーボード・マウス等 ・共用タブレットPC ・共用の本・辞書等 ・共用の筆記用具等 ・共用の教材、器具等 ・スポーツ用品、楽器等	(職員室等) ・出勤カードリーダーのボタン ・教室の鍵等 ・キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手 ・机の作業面 ・椅子のひじ掛け・背もたれ ・電話機・携帯電話 ・パソコンのキーボード・マウス等 ・タブレットPC、電卓等 ・リモコン ・ファイル・本等 ・共用のポット、冷蔵庫の取っ手 ・洗濯機 ・共用の布きん等 ・ロッカーの取っ手（職員室等） ・共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯) [*] [*] 次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの
▶ 塩化ベンゼトニウム
▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
(更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

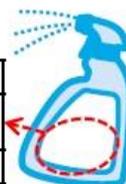
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策

注意!
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを扱う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

① 汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

② 十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

③ 少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。



流水で掛け流す場合、有効塩素濃度35ppm以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いため、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください、<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

新型コロナウイルス 差別・偏見をなくそうプロジェクト

◆プロジェクト発足の背景

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、学校においても感染者の発生が継続しています。こうした中、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方について、あらためて子どもたちに考えてほしいという思いから、本プロジェクトを発足しました。子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成し、公開していきますので、学校での指導に活用いただきたいと思います。

◆啓発動画の内容

日本赤十字社が発信している「3つの感染症」の考え方を参考に、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考える動画（約6分間）です。子どもたちが考えた結果を適切な行動に結びつけられるよう、ワークシートや授業用教材など、指導に活用できる関連資料もあわせて公開します。また、授業内容を保護者にも共有し、協力を促す保護者向けのプリントや、学校掲示用のポスターデータなどについても制作し、啓発活動を展開していきます。

01 動画教材

出演：渡辺 裕太さん



動画教材では、実際に子どもたちの周りで起きている新型コロナウイルスに関する「差別・偏見」の具体的な事例を挙げ、なぜこのような「差別・偏見」の行動や考えが生まれてしまうのかを考えます。また、「病気」「不安」「差別」という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症になった人・関わる人などどのように接するべきなのかを考える内容になっています。

02 授業用スライド・指導例・ワークシート



学校の先生方が活用できる授業用のスライドやワークシート、指導例を作成しました。

03 掲示用ポスター・保護者向けだより



学校内で継続して啓発するためのポスターや、子供たちが学んだ授業の内容や大人が気をつけたいことを伝える保護者向けだよりを作成しました。

申し込み締め切り日
11/30
月曜日

教材の利用にはお申し込みが必要となります

学校向け教材一式は各教育委員会からの事務連絡、または企画制作受託会社ARROWSから各学校あてに送付されるFAXやDMからお申し込みいただくことができます。

◆本件に関するお問い合わせ先

株式会社ARROWS 運営事務局 | TEL: 0120-568-317 営業時間: 平日10:00～18:00

検体検査（PCR検査、抗原検査）受検をすることが分かった場合の対応フロー

		学校園
【同居家族の場合】		
①	検体検査受検する旨の連絡 	●出席停止措置 <input type="checkbox"/>
②		●教育委員会事務局へ報告 ・受検者情報、・受検予定日・結果判明日 等 <input type="checkbox"/>
③	検査結果の連絡等 	●陰性の場合、出席停止の解除 <input type="checkbox"/>
④		●教育委員会事務局へ検査結果の報告 陽性の場合、↓【本人の場合⑤】へ <input type="checkbox"/>
【本人の場合】		
⑤	検体検査受検する旨の連絡 	●出席停止措置 (④から続く場合、出席停止の継続) <input type="checkbox"/>
⑥		●教育委員会事務局へ報告 ・受検者・きょうだいの情報、・症状の有無 ・受検予定日・結果判明日、・受検の経緯、 ・登校園の状況 など <input type="checkbox"/>
⑦		●行動履歴確認と接触者リストの作成・報告 ・学校園内の活動状況、・座席配置等の状況、 ・マスク等の着用や近距離での会話の状況、 ・体調不良・欠席者の状況、日々の消毒状況 等 *上記より「学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト」(p111)を作成 <input type="checkbox"/>
⑧	 文案の作成支援	●感染が判明した場合に備え、保護者通知 文案・メール文案・HP掲載文案の準備 <input type="checkbox"/>
⑨	検査結果の連絡等 	●陰性でも、保健所等の指示する期間、 出席停止の継続 <input type="checkbox"/>
⑩		●教育委員会事務局へ検査結果の報告 陽性の場合、↓【感染が判明した場合】へ <input type="checkbox"/>

※当該幼児児童生徒は、上記フローで対応中は基本的に出席停止となるが、その取扱いについては (p28) 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」によること。

*適宜、教育委員会事務局指導部から、各区教育担当と連携を行う。

感染が判明した場合の対応フロー

		学校園	
【学校園の休業措置】			
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">感染者本人（保護者）</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">感染した旨の連絡</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●出席停止措置（PCR 検査、抗原検査受検から続く場合、出席停止の継続） ※感染者本人（保護者）からの連絡を必ず確認すること 	<input type="checkbox"/>
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育委員会事務局指導部</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●教育委員会事務局へ感染者の発生報告	<input type="checkbox"/>
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">保健福祉センター</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉センターと連携 ・「接触者チェックリスト」の提出 ・学級休業期間・範囲の相談 等 	<input type="checkbox"/>
4	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">学校（園）医</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●学校（園）医と相談	<input type="checkbox"/>
5	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育委員会事務局指導部</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="font-size: small;">○「2 学校園・学園・学級休業の考え方」(p34)により臨時休業期間・範囲を決定</p>	●休業期間・範囲に係る保健福祉C・学校（園）医との相談結果を、教委へ報告	<input type="checkbox"/>
6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">決定内容を連絡</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●保護者通知文（メール）発出（p76、80）	<input type="checkbox"/>
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">教育委員会事務局総務部・教務部・指導部</div> <p style="font-size: small;">○大阪市 HP 公表(教職員感染の場合のみ)</p>		
8	○教育委員会 HP 掲載 (学校園臨時休業の場合のみ)	●学校園 HP へ掲載	<input type="checkbox"/>
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">教育委員会事務局保健体育担当</div> <p style="font-size: small;">○給食業務の停止</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="margin-right: 10px;">決定内容を連絡</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	◎親子給食の子校：給食停止に係る対応	<input type="checkbox"/>
10		●必要により、その他関係先へ連絡	<input type="checkbox"/>
【濃厚接触者の特定・消毒・当該学級の休業】			
11	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">保健福祉センター</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●保健所の特定した濃厚接触者の確認 ・検体検査受検の有無、実施方法等も確認	<input type="checkbox"/>
12	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">濃厚接触者（保護者）</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●濃厚接触者に対して、出席停止措置 ●検体検査の受検に係る連絡 等 	<input type="checkbox"/>
13	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育委員会事務局指導部</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="font-size: small;">○「2 学校園・学園・学級休業の考え方」(p34)により休業期間・範囲を決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会事務局へ報告 ・濃厚接触者の範囲・人数、 ・検体検査受検の有無・受検予定日・結果判明日 	<input type="checkbox"/>
14	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">決定内容を連絡</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●保護者通知文（メール）発出（p77、81）	<input type="checkbox"/>
15	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">濃厚接触者（保護者）</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">検査結果の連絡等</p> </div> </div>	●陰性でも、保健所等の指示する期間、出席停止の継続	<input type="checkbox"/>
16	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育委員会事務局指導部</div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	●教育委員会事務局へ検査結果の報告 陽性の場合、↑2へ	<input type="checkbox"/>
17	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育委員会事務局指導部</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">必要に応じて支援</p> </div> </div>	●濃厚接触者特定後、濃厚接触者以外の教職員で消毒を実施	<input type="checkbox"/>

※感染者となった幼児児童生徒は、上記フローで対応中、また濃厚接触者となった幼児児童生徒は、上記フロー 12以降は、基本的に出席停止となるが、その取扱いについては（p28）「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」によること。

*適宜、教育委員会事務局指導部から、各区教育担当と連携を行う。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえ、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む)。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例: 電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版

学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト

	接触者の判定	氏名	発症※2日前からの患者との接触歴(患者：)	濃厚接触者	濃厚接触者に準ずる疑いのある者(グレーゾーン)				風邪症状等の有無	健康観察の必要性	備考	
				距離～1m				距離1～2m				
				必要な感染予防策 無		必要な感染予防策 有		必要な感染予防策 無				
				接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上				接触15分未満
1	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
2	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
3	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
4	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
5	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
6	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
7	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
8	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
9	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
10	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
11	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
12	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
13	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
14	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
15	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
16	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
17	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
18	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
19	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	
20	濃厚・グレー・該当せず									有()・無	必要・不要	

このチェックリストを参考にして保健所・区福祉センターに相談し、接触者の判定と健康観察の必要性について指示をもらう。

濃厚接触者の基準は、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学的調査実施要領」に基づく。

※無症状病原体保有者の場合は、検体採取の2日前からとなる。

必要な感染予防策として、マスク、十分な換気、対面で食事等の有無を確認する。

(見本例) 学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト

接触者の判定	氏名	発症※2日前からの患者との接触歴 (患者:△△) 患者本人はマスク装着	濃厚接触者		濃厚接触者に準ずる疑いのある者(グレーゾーン)				風邪症状等の有無	健康観察の必要性	備考	
			距離～1 m		距離1～2 m		風邪症状等の有無	健康観察の必要性				備考
			必要な感染予防策 無	必要な感染予防策 有	必要な感染予防策 無	必要な感染予防策 有						
			接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上	接触15分未満						
濃厚・ グレー ・該当	〇〇	前1日に体育館で隣に並んで教科書配布					✓		無	必要・ 不要	保健所から指示もらう。	
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪						無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪						無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪						無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪						無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪						無	必要・不要		
濃厚・ グレー ・該当せず	〇〇	前2日に隣席で仕事					✓		無	必要・不要		
濃厚・ グレー ・該当せず	〇〇	前2日に隣席で仕事					✓		無	必要・不要		
濃厚・ グレー ・該当せず	〇〇	前1日に隣席で仕事					✓		無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	隣席だが両日も不在							無	必要・ 不要		
濃厚・グレー・ 該当せず	〇〇	前1日に2席離れて仕事							無	必要・ 不要		
濃厚・ グレー ・該当せず	〇〇	前1日に1階廊下で立ち話					✓		無	必要・ 不要		
濃厚・グレー・該当せず	〇〇	前2日に対面で患者と食事	✓互いにマスク外す						無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		
濃厚・グレー・該当せず									無	必要・不要		

他に感染を拡げないという意味で患者の感染予防策の有無は重要です。

保健所に相談する。

患者本人はマスクを装着していたが、換気が悪い環境であり密閉状態だった。必要な感染予防策として不十分であった。

換気が良い環境で必要な感染予防策がとられていた。

換気が良い環境で必要な感染予防策がとられていたが、隣席のため接触時間が長かった。

1～2 mの距離であるが必要な感染予防策は有りということで、グレーゾーンの枠外である。

このチェックリストを参考にして保健所・区福祉センターに相談し、接触者の判定と健康観察の必要性について指示をもらう。

濃厚接触者の基準は、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学的調査実施要領」に基づく。

※無症状病原体保有者の場合は、検体採取の2日前からとなる。

必要な感染予防策として、マスク、十分な換気、対面で食事避ける等の有無を確認する。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



*画面イメージ

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

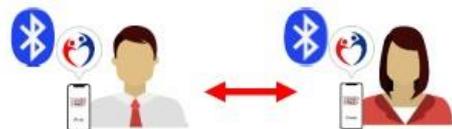
(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

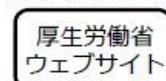
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向け Q & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはないし、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、受診・相談センター等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、受診・相談センターなどの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。